

國學院大學學術情報リポジトリ

〔史料〕 十字屋労働組合と同盟流通労組共闘会議

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 本田, 一成 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001016

十字屋労働組合と同盟流通労組共闘会議

國學院大學経済学部教授

■ 本 田 一 成

▶ 要 約

本稿は、主要チェーンストア労組の結成過程における重大事件の1つである同盟流通（同盟流通労組共闘会議）の解散に関して、同盟流通の活動内容を示す史料を提示する。また、本稿では、この時期のチェーンストア労組側の活動を主導した十字屋労組に関する史料を収録する。

同盟流通は、流通産別構想に従って行動してきたチェーンストア労組側から同盟への抗議を契機として1971年に結成され、擬似的な流通産別機能が期待されたが、結成後3年を待たずに解散した。この結果、流通産別構想は既存産別が個別に推進すべきものとされ、実際に各産別各様の組織化競争を招き、1980年代以降のゼンセン同盟、商業労連、チェーン労協の3極時代に突入した。

本稿の意義は、第1に、従来まったく表出してこなかった同盟流通の史料を収めていることである。ほとんど同盟流通の存在すら語られることはない理由の1つは、史料が埋蔵されていたためである。第2に、当時の先覚的な有力チェーンストア労組でありながら本誌シリーズ（「日本の主要チェーンストア労組の結成（1）～（8）」）ではほとんど触れてこなかった十字屋労組のケースを取り上げ、加盟していた東京同盟および東京一般の規約を掲載している。

以上のように、同盟流通および十字屋労組の行動を明らかにすることで、全織同盟流通部会結成より前のいわゆる「ゼンセン以前」だけでなく、「ゼンセン以外」の動向が解明され、チェーンストア上部組合3極化に至る分岐点が鮮明に示される。

▶ キーワード

キーワード：同盟流通 十字屋労組 一般同盟 全織同盟 全国チェーン労協

1. はじめに
2. 滝田実の苦悩
3. 十字屋労組の挑戦
4. 同盟流通の風景
5. 対抗と決断
6. おわりに

1. はじめに

同盟（全日本労働総同盟）会長の滝田実から十字屋労組へ重要文書が届けられたのは、1970年2月のことであった。1970年2月といえば、チェーンストア労働者の組織化を開始した全織同盟（全国繊維産業労働組合同盟）が流通部会を創設し、業界労組に激震を与えた時期である。

滝田実は、前年1969年10月に一群のチェーンストア労組から「チェーンストア労働組合の加盟産別一本化に関する意見ならびに要請書」を受け取っていた。同盟傘下のチェーンストア労組は一般同盟、全化同盟、全織同盟に分立し、また一部は地方同盟直轄となっていた。しかも1966年に結成され業界横断的な将来の流通産別構想の母体とされた全国チェーン労協（全国チェーンストア労組連絡協議会）に対して同盟系労組が努力を惜しまず投入していた。ところが、そのいわば上部組合未定状況の中で、繊維の産別組合であるはずの全織同盟が突如としてチェーンストア組織化に大きく舵を切った。そのため、産別一本化の実現が危惧されるとの抗議が同盟にあてた文書の趣旨であった。⁽¹⁾

それに対する回答としてチェーンストア労組側によりやく文書が届けられたのである。著者の手には、次の記載がある十字屋労組への押印文書の現物がある。

史料1 滝田実から十字屋労組への文書

同盟組織局発第119号
昭和45年2月2日

全日本労働総同盟
会長 滝田 実

十字屋労組 殿

チェーンストア関係産別一本化に関して

昨年11月、貴労組より文書をもって要請のあった標記の件につきましては同盟本部と
(554)

して慎重な検討を続けておりますが、事柄の重要性から、なお最終的な結論をだすまでには至っておりません。

予定されております2月12日からの同盟大会以降、できるだけ速やかに同盟本部の見解なり方針なりをとりまとめる所存でありますので、然るべくご了承ください。回答が遅延いたしましたが取敢えず右ご回報申しあげます。

この短い返信文書が記載している通り、同盟は慎重な検討を重ねた。その結果、誕生したのが同盟流通（同盟流通労組共闘会議）である。本稿では、同盟流通および十字屋労組に関する史料を開示するとともに、当時のチェーンストアの産別構想の動向を明らかにする。

あらかじめ、本稿の意義を整理すると次のようになる。第1に、従来まったく表出してこなかった同盟流通の史料を取めている。ほとんど同盟流通の存在すら語られることはない理由の1つは、史料が埋蔵されていたためである。

第2に、当時の先覚的な有力チェーンストア労組でありながら本誌シリーズ（「日本の主要チェーンストア労組の結成（1）～（8）」）ではほとんど触れてこなかった十字屋労組のケースを取り上げる。十字屋労組の初期活動にはなお不明な点が多いが、同盟に対する抗議労組のリーダーの役割を果たした。なお、十字屋労組が加盟していた東京同盟と東京一般同盟の規約も収録している。

第3に、本誌シリーズでは日本の主要チェーンストアの結成と初期活動を検討し、全織同盟流通部会結成より前のいわゆる「ゼンセン以前」にも言及したが、本稿はむしろ「ゼンセン以外」の動向を掘り下げることができる。

このように、以後のゼンセンによるチェーンストア組織化の規模が桁外れに大きいため、1950年～70年代の「ゼンセン以前」「ゼンセン以外」のチェーンストア労組による流通産別構想の事実は消失する恐れがあった。しかし、2012年11月に連合傘下最大の産別組合UAゼンセンが誕生し、事実上の流通産別構想が実現した。悲願の実現を迎えてた段階で、チェーンストア労組は事実の消失を是とするのではなく、改めて総括する必要がある。

とりわけ、同盟流通の活動とその結末は、ゼンセンによる組織化の分岐点を浮き彫りにするという意味で、日本のチェーンストアの労使関係形成過程で、最も重要なポイントの1つである。以上の意義をもつ本稿の内容は貴重であると思われる。

2. 滝田実の苦悩

矛盾を指摘された滝田実が慎重に検討する旨の返答を出したのは当然である。慎重に検討するというより大きな逡巡があったはずである。というのも、一般同盟より前に一部のチェーンストア労働者を組織化してきた全化同盟はともかく、公式にチェーンストアの組織化主体に指名され、「流通産別構想」に着手している一般同盟勢が憤りを隠さないことは当然予測できたはずであるからである。

滝田実にすれば、同盟会長の立場からは非、全織同盟会長の立場からは是であったのだろうか。しかし、同盟憲章を反故にすることになるのに、全織同盟の組織化を容認している、全織同盟の立場からチェーンストア組織化を進めていると推測されても当然という状況に置かれてしまう。

滝田実といえば、日本の戦後労働運動の立役者の1人として評価が高く、労働界きっての常識人、良識派と目されていたはずである。⁽²⁾その滝田実が同盟と全織同盟のいわば板挟みの中で苦悩し、逡巡する姿を想像することはそれほど難しいことではないであろう。

かくして、滝田実は1971年に、定年により全織同盟会長を退くことになった。その後任として選出され、1970年代および1980年代を通じて精力的なチェーンストア組織化によって急速な組織拡大を達成した時期のゼンセンの会長職は宇佐美定信へ移った。⁽³⁾

3. 十字屋労組の挑戦

ようやく滝田実から届いた同盟文書には、将来流通産別を結成することを前提とした同盟組織をつくり、チェーンストア労組が自主的に団結して産別化を目指すべきとの見解が記載されていた。これを受けて、1970年9月に「同盟・流通労組共闘会議」が設置された。この会議役員には同盟傘下の産別役員が入らず、また運営方針に同盟系だけでなく全国チェーン労協への参加や商業労連との協力関係も盛り込まれるなど、まさにチェーンストア労組主体の組織としてスタートした。

ところが、その直後から同盟側の干渉と介入が始まり、結局、1970年11月にはチェーンストア労組委員長だけでなく、議長や事務局長などの要職に同盟側役員が就任する「同盟流通労組共闘会議」に移行した。すなわち、自主的な流通産別構想とは相いれない、同

盟内の産別色の濃い組織となった。その点で再び一般同盟勢は苦境に立たされたが、まずは同盟系として産別志向のあるチェーンストア労組が集結することが優先された。

同盟会長・全織同盟会長の滝田実に対する、同盟憲章の不履行に関する抗議に始まるこうした一連の行動においてチェーンストア労組側を主導したのは、一般同盟傘下の主力労組の1つである十字屋労働組合（十字屋労組、委員長川勝章）であった。

十字屋は、山藤捷七がキリスト教信仰に基づき奉仕の精神を商売に取り入れて1923年に創業した衣料小売企業である。戦前に関東屈指の小売店となり、戦後は当時珍しかった協同組合方式を利用しながらチェーンストアの先駆者として発展を遂げた。⁽⁴⁾

1963年8月、十字屋本社の荷受部門と仕入部門の一部労働者が、東京全労の指導を得て十字屋本社労働組合を結成し、あわせて要求書を会社側へ提出してストライキを背景とした団体交渉を申し入れた。このため、過大な賃上げや一時金の要求と争議の発生に危険を感じた会社側は労組委員長の解雇と第2組合の結成を企図した。しかし、その過程で第2組合の結成ではなく労組の民主化による解決を進言した川勝章を中心とするグループが対応にあたり、十字屋労組は軌道修正に成功した。1964年8月、ほぼ全店で労組支部結成を実現し、1966年に川勝章が委員長に就任した。

十字屋労組は、結成と同時に東京全労に加盟し、同盟が創設されると東京同盟へ継続加盟した。東京同盟の規約は次の通りである。

史料2 東京同盟規約

全日本労働総同盟（以下同盟という）の憲章のもとに、同盟の方針に従い、その目的達成のためにする諸企画を支持する地方の組織として、ここに同盟の規約第4章第4条にもとづき全日本労働総同盟東京地方同盟を創立する。

1964年11月の結成大会は、次の通りその規約を定め、採決の日より効力を発生させる。

第1条

- 1 この組織の名称を、全日本労働総同盟東京地方同盟といい、略称を「東京同盟」とする。
- 2 東京同盟の事務所は、東京都港区芝2丁目20番地12号、友愛会館内におく。

第2条（目的と事業）

- 1 東京同盟は、同盟の組織の拡大をはかり、これを産業別に整理するとともに、加盟組織およびその他の労働者の共通の利益をまもり、相互の連絡、統制、協力の促進等

について、有効な措置を行うことを目的とする。

2 東京同盟は、前項の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 労働者の生活諸条件の維持改善向上に関する事項
- (2) 組合員の福利厚生、ならびに生活指導に関する事項
- (3) 災害防止と安全衛生、社会保障に関する事項
- (4) 生産性の向上と成果配分に関する事項
- (5) 労働協約、労働関係法規に関する事項
- (6) 産業、労働事情の調査、研究に関する事項
- (7) 労働運動の指導者の養成、組合員の教員啓蒙ならびに文化教養の向上に関する事項
- (8) 加盟組合の相互協力、争議の支援などに関する事項
- (9) 未組織労働者の組織化と、未加盟組合の加盟促進に関する事項
- (10) 方針の合致する政党との協力、選挙活動、地方自治体対策および地方議会活動に関する事項
- (11) 友誼的公私団体との連絡、提携に関する事項
- (12) 損他、目的達成に必要な事項

第3条（組織構成）

1 東京同盟は、東京都下にある同盟加盟組織をもって組織する。

2 同盟の憲章と、この規約に賛同し加盟によって生じる義務に従うことを承認する労働組合は、すべて東京同盟に加盟する資格がある。

3 東京同盟は、次の組織を構成単位とする。

- (1) 同盟の構成組織の東京組織（東京都下における単位組織、もしくは支部組織をいう）
- (2) 地方的な産業別、もしくは職業別の組織
- (3) 地方的な一般組合の組織

4 前項の構成単位に直ちに整理されない単位労働組合は、評議会の議を経て直接東京同盟に加盟させることができる。

5 東京同盟に協力的な未加盟組合について必要がある場合は、東京同盟の組織に支障を生じない限り、オブザーバーと組合として参加させることができる。

6 この規約のもとでつかわれる組織についての用語は、それぞれ次の意味をもつ。

(1) 構成組織

第3項、第4項の組織をいう。

(2) 地方的な一般組合の組織

構成組織とそのもとにある単位労働組合のすべてをいう。

第4条（部門部機構）

- 1 産業別もしくは関連業種の専属的な活動に関する事項の処理，および当該組織相互間の連絡，調整，統合などを助長するため，必要な場合は，東京同盟に部門協議会を設ける。
- 2 部門会議の設置，構成および構成組織の所属，その他部門協議会設置に関する必要な事項は，評議会の議を経て別に定める。
- 3 部門協議会の諸活動については，同盟の憲章，方針およびこの規約に違反しない範囲で自主的に行われる。
- 4 第3条，第4項による組織は，同種の構成組織との間に部門協議会を設ける。
- 5 部門協議会の財政負担については，構成組織の会費水準を勘案した適正な額を評議会は勧告する。

第5条（地区同盟）

- 1 東京同盟は，地区的な共同行動推進の組織単位として地区同盟を設ける。
- 2 地区同盟は，同一地区内における加盟組織の共同行動を推進し，相互の連絡，協議協力をはかることを目的とする。
- 3 地区同盟は同一地区における加盟組織をもって構成する。
- 4 東京同盟の加盟組織は，すべて地区同盟に加盟しなければならない。
- 5 同盟の憲章と，この規約に賛同し同盟ならびに東京同盟の諸活動に協力する地区的な未加盟組織は，東京同盟の定める条件のもとに地区同盟に参加させることができる。
- 6 地区同盟の地区の区分については，その地区の実情に応じて評議会で別に定める。
- 7 地区同盟の組織，運営，活動方針などについては，東京同盟の承認のもとに地区同盟で定める。

第6条（権利と義務）

- 1 新たに地区同盟に加盟しようとする組織は，同盟の定める様式に必要な事項を記載してその旨会長に申込みをする。
- 2 構成組織は，その加盟単位労働組合について，別に定める様式により東京同盟の書記局に登録する。
- 3 加盟申込みをした組織は，評議会によって承認され，当月分の同盟費を納入した日から東京同盟との間に権利義務の関係が生じる。
- 4 構成組織は，すべてこの規約のもとに平等に取扱かわれ，東京同盟の活動から生ずる利益を公平に受け取るとともに，その行う争議行為などについて，東京同盟の援助を要求できる。

5 構成組織は、次の義務をおう。

- (1) 規約と規約にもとづいて定められた諸規定，ならびに東京同盟の機関の決定事項をまもること。
- (2) 東京同盟の諸活動にたいし，定めに従って代表を送り，組織として協力すること。
- (3) 東京同盟の諸機関の決定事項それらにもとづく活動と進展状況など自己の組織内に絶えず周知徹底すること。
- (4) それぞれの最高権限機関の開催日時，重要議事，決定事項，組織内部の主な活動の状況，組織人員などについて書記局にたいし通報すること。
- (5) 定められた同盟費，および特別賦課金を確実に納入すること。

6 構成組織はその組織内の運営，およびその加盟する産別組織の専属的事項については，東京同盟よって自主権を侵されない。

7 東京同盟の決定と産別全国組織の決定とが抵触する場合の調整は，同盟中央組織調整委員会を通して行う。

8 東京同盟を脱退する組織は，正規の機関の議を経て一カ月前に会長に通告しなければならない。

9 前項の場合，脱退の日までは東京同盟にたいする一切の義務をおい，脱退した日以降においても，その組織に履行の義務が残る。

10 地区同盟は，この規約にもとづいて定められた諸規定をまもるとともに，その組織の現状と活動について，定期的に地方書記局に報告しなければならない。

第7条（大会）

1 東京同盟の諸方針の決定，ならびにこの規約の解釈に関する最高の権限は大会にある。

2 大会は，毎年1回，組織上特別に支障のない限り，定期的に2月に開催され，次のことを審議する。

- (1) 全国大会の決定推進に関する活動計画と方針の提案
- (2) 諸活動に関する報告
- (3) 財政に関する報告と予算に関する提案
- (4) 規約の改廃に関する提案
- (5) 構成組織，地区同盟からの提案
- (6) 役員を選出，および評議員の選出基準の決定
- (7) 表彰と統制に関する提案
- (8) その他必要と思われる重要な提案

3 評議会が特に必要と認めた場合，もしくは東京同盟の構成組織の3分の1以上から

開催の請求があった場合には、臨時に大会が開催される。

- 4 大会の開催公示は、会日の少なくとも一ヶ月前に、臨時大会にあっては1週間前に、日時、場所、主要議題を示しておこなわれ、提案内容は、会日の2週間前までに、臨時大会にあっては1週間前までに、構成組織に届けられる。
- 5 構成組織、および地区同盟は、大会の議事について提案できる。この場合、提案の内容を付して会日の2週間前までに、書記局へ届け出られたものだけが受理され、大会に提案される。
- 6 大会は、評議会が定める基準にもとづき、構成組織が選出した代議員と役員によって構成し、代議員総数の3分の2（委任出席者を含む）と役員数の過半数が出席することによって成立する。
- 7 地区同盟は評議会によって定められた、地区代表を出席させる。
- 8 オブザーバー組合は、評議会によって定められた、特別代表を出席させる。
- 9 代議員は、議事のすべてについて完全な発言権と表決権をもつ。ただし、規約違反処分の対象となっている組織の代議員は、その事案に関する処分の判決については表決権がない。
- 10 役員は、議事のすべてについて完全な発言権をもつが表決権はない。
- 11 地区代表は、議事のすべてについて発言できる。
- 12 特別代表は、大会で認められた限度において関係議事に関し発言できる。
- 13 大会の議事は、規約の改廃については代議員早々の3分の2以上、その他については出席代議員の過半数の賛否によって決し、可否同数の場合は議長が決める。議事の採決は起立、挙手、または直接無記名投票による。
- 14 この規約に定めるもののほか、大会の招集に必要な事項、議事の処理などに関しては、評議会の議を経て別に定める。

第8条（評議会）

- 1 評議会は、定期大会から次期大会までの間の決議機関で、年2回以上開催され次のことを承認する。
 - (1) 東京同盟の活動の検討
 - (2) 大会で決定され、もしくは決定されなかった活動方針についての補足、もしくは追加を必要と認める事項。
 - (3) 予測しない事情にもとづく予算の補正と特別賦課金の決定
 - (4) 大会後における財政状態の検討
 - (5) 構成組織、部門協議会、地区同盟からの提案
 - (6) 加盟組織の規約違反にたいする処分

- (7) 大会の代議員選出基準の決定
- (8) 規約から委任された諸規定の制定と改廃
- (9) 加盟手続きの審査と承認
- (10) その他この規約に定める権限事項

- 2 評議会の開催については、会日の少なくとも2週間前に、日時、場所、主要議題を示した文書で、構成組織にたいし通知される。ただし、緊急を要する事案について必要やむ得ない場合に限り、開催に間にあうよう評議員のみにたいして適宜の通告を行うことができる。
- 3 構成組織、部門協議会および地区同盟は、評議会の議事について提案できる。
- 4 評議会は、評議員と役員をもって構成し評議員総数の3分の2以上（委任出席を含む）と役員過半数が出席することによって成立する。
- 5 評議員の議事は、出席評議員の過半数の賛否によって決める。可否同数の場合は議長が決める。
- 6 構成組織は、大会で決定された評議員の選出基準にもとづき評議員を選出し、事務局に登録する。
- 7 地区同盟は、一名の地区代表を評議会に出席させる。
- 8 オブザーバー組合は、一名の特別代表を評議会に出席させる。
- 9 評議会の運営については評議会の議を経て別に定める。

第9条（執行委員会）

- 1 執行委員会は、大会および評議会の統制をうけ、東京同盟の名のもとに活動する権限をもつ。
- 2 執行委員会は、東京同盟の日常業務の執行、および財政の運営に関する事項の処理を行う。
- 3 執行委員会は、前条第2項第9号の規定にかかわらず直接加盟組合の加盟手続きの審査と承認を行う。
- 4 執行委員会の処理事項、および活動の経過については、最近の評議会に報告し承認を求める。
- 5 執行委員会は、各会議を準備し提出議案を作成し、その各会議について執行業務を行う。
- 6 執行委員会は、会長、副会長、書記長、執行委員をもって構成し、必要に応じて随時開催される。
- 7 執行委員会は、構成員の3分の2以上の出席によって成立し、議事は出席者の合議によって決める。

第10条（役員）

- 1 東京同盟の役員は、構成組織が推薦した候補のなかから、次の員数を大会がその都度決める選出方法で選出する。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 書記長 1名
(副書記長) 執行委員会が必要と認める場合は、評議会の議を経て副書記長を置くことができる。
 - (4) 執行委員 若干名
 - (5) 監査委員 3名
- 2 役員の任期は、定期大会の翌日より翌年の定期大会の終了の日までとし、重任を妨げられない。
- 3 役員に欠員が生じ、東京同盟の業務に重大な支障があると認められる場合は、評議会の決議により欠員者を補充することができる。
- 4 会長は、東京同盟の組織を統括し、東京同盟を代表する。
- 5 会長は、大会、評議会、執行委員会の各会議を招集し、その議長となる。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 7 書記長は、東京同盟の日常業務執行の責任者たる役員であって書記局を指揮し、業務の円滑な遂行をはかるとともに、会計収支の正確な処理を行い東京同盟の財産を管理する。
- 8 執行委員は東京同盟の重要業務に参画し、その執行にあたる。
- 9 監査委員は、東京同盟の財産管理業務、および財政の運営と経費の収支について監査を行うほか必要に応じ随時監査を実施する。
- 10 監査委員は、東京同盟の財産管理、もしくは会計処理が正確に行われていないと認めた場合、あるいは財政の運営が不良と認めた場合は、これを糾明し、必要に応じて会長にたいし評議会の開催権を求め調査を勧告し、あるいは助言を行う。

第11条（書記局）

- 1 書記局は書記長の指揮のもとに、東京同盟の業務執行上必要な事務を処理する。
- 2 書記局には、必要とする専門部を設け事務を分担させる。
- 3 東京同盟の諸活動を推進するために、必要に応じて各種の専門委員会を設ける。
- 4 専門委員会の設置構成などについては、執行委員会の議を経て別に定める。
- 5 書記局の組織・運営・規律・書記局員の資格人事および報酬などに関する事項は、執行委員会の議を経て別に定める。

第12条（地区同盟代表者会議）

- 1 東京同盟の地区活動を有機的に推進するために、地区同盟代表者会議を設け、東京同盟の諸活動の推進について連絡、協議を行う。
- 2 地区同盟代表者会議の開催規模、方法などについては、その都度執行委員会が定めるところにより、会長が招集する。

第13条（組織調整）

- 1 東京同盟の組織間において組織上の紛争が生じた場合には、執行委員会の議を経て構成組織のなかから会長が指名する5名の組織調整委員をもって構成する組織調整委員会にはかる。
- 2 組織調整委員会は、会長が主宰に、事情の調査をおこない結論を出す。
- 3 関係組織が組織調整委員会の判断に不服のある場合、または組織調整委員会が調整不能と判断した場合は、執行委員会の議を経て中央組織調整委員会に申し立てる。
- 4 組織調整に関するこの条の定め以外は、同盟の規約第12条およびそれにもとづく組織調整基準による。

第14条（財政）

- 1 東京同盟の財政は、すべて予算の定める計画にもとづいて運営される。
- 2 東京同盟の財政が、不測の事由によって予定計画のもとでは運営が困難とみられる場合には、書記長は速やかに会長に報告し、評議会による善後措置の決定を求める。
- 3 東京同盟の経常費に関する主たる収入は、次に定める同盟費によってまかなう。
 - (1) 第3条第3項第1号に該当する組織にあつては、組合費1人10円とする。
 - (2) 第3条第3項第2, 3号の該当組織にあつては、組合員1人20円（本部同盟加盟費10円を含む）とする。
 - (3) 第3条第4項の単位労働組合は、組合員1人70円（本部同盟費10円を含む）とする。
 - (4) 前項各号の同盟費の納入に当って、算出された金額に100円未満の端数のある場合は100円単位に切上げる。
- 4 オブザーバー組合の負担については、評議会の議を経て定める。
- 5 同盟費は、毎月分を毎月末までに納入するのを原則とし、遅くともその翌々月末までに納入されるものとする。
- 6 評議会は、東京同盟の財政上特別の必要を認めた場合には、その性格、目的、金額および納入期限を定め、構成組織から特別賦課金を徴収する決定ができる。特別賦課金は、同盟費に準じて扱われるものとし、決定された納入期限までに納入されるものとする。

- 7 同盟費または特別賦課金の納入について特別の措置をとるに足る正当な理由がある場合は、その組織からの申請にもとづき評議会は、同盟費の延納もしくは減額、または免除の臨時措置ができる。
- 8 いったん納入された同盟費、特別賦課金は一切返金されない。
- 9 東京同盟の会計年度は、毎年11月1日にはじまり、翌年の10月末に終るものとし、この間を四半期にわける。
- 10 決算報告は、すべて会計分類の別に従い一切の収支の費目と金額および財政の状況を明らかにして毎年四半期と会計年度末にそれぞれ作成される。
- 11 決算報告は、すべて監査委員の監査結果にもとづく証明を付して書面により公表される。
- 12 この規約に定めるもののほか、会計処理に関しては、評議会の議を経て別に定める。

第15条（表彰、統制）

- 1 次の各項に該当するときは、大会の議を経てこれを表彰するものとし表彰に関する細則については、評議会の議を経て別に定める。
 - (1) 民主的労働運動の発展に特に功労のあったもの。
 - (2) 同盟の趣旨に徹し、東京同盟の発展に功労のあったもの。
 - (3) 東京同盟の名誉を顕彰する行為のあったもの。
- 2 構成組織が定められた同盟費もしくは特別賦課金を納入期日までに完納しない場合は、完納するまですべての権利が自動的に停止される。ただし、第14条第7項により臨時措置が決められた組織はその限度においてこの権利停止を免れる。
- 3 構成組織の行動がこの規約に違反すると認められる場合は、組織内からの訴えにもとづき評議会の査問に付される。
- 4 評議会は、告発された事案について適当と認める査問を行い、告発に理由があると認定した場合には、違反行為をした組織にたいし、その程度に応じ勧告か権利停止の処分を決定し、もしくは大会に除名の処分を申請する決定を行う。
- 5 査問もしくは処分の対象となった組織は、充分な弁明の機会が与えられ、また処分について大会もしくは大会に除名の処分を申請する決定を行う。
- 6 大会は、除名処分の申請もしくは抗告をうけた場合、審理のうえ判決する。大会の判決があるまでは、当該組織は評議会の決定した処分に服する。
- 7 産別構成組織に加盟する構成組織の除名処分については、同盟に申請し、その決定にもとづき処理する。
- 8 構成組織の加盟組織または組合員に対する処分は、その所属する構成組織を通して行うものとし、必要に応じ、その構成組織のとるべき措置を決める。

附則

- 1 この規約は1964年11月20日より効力を発生する。
- 2 規約の改廃は、大会において行うものとし、その提案内容が大会会日の4週間前までに各構成組織に通知されたうえで提案され、代議員総数の3分の2以上の賛否によって決める。その効力は指定された日から発効する。
- 3 規約の適用、もしくは解決について疑義が生じた場合は、大会の決定があるまでは評議会の決定が東京同盟を統制する。
- 4 この規約に定めるもののほか必要な規定は、評議会の議を経て別に定める。

しかし、十字屋労組は、1966年2月、同盟憲章に基づいて一般同盟が結成されると、他の地方同盟傘下の小売業労組と同様に、東京同盟から東京一般同盟へ移行加盟することとなった。⁽⁵⁾東京一般同盟の規約は次の通りである。

史料3 東京一般同盟規約

第1章 総則

第1条 (名称)

この組織の名称は、全日本労働総同盟全国一般労働組合同盟東京地方一般同盟（以下単に組合という）といい、略称を「東京一般同盟」とする。

第2条 (事務所の所在地)

本組合の事務所は、東京都港区芝2の20の12号、友愛会館内に置く。

第3条 (法人)

本組合は法人とする。

第2章 目的と事業

第4条 (目的)

本組合は、加盟組合の団結の力と団体行動をもって、綱領、規約、宣言、諸決議の完全な実現をはかることを目的とする。

第5条 (事業)

本組合は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 労働生活諸条件の維持改善に関すること

2. 労働協約の締結改善及び普及徹底に関すること
3. 福利厚生及び相互扶助に関すること
4. 産業・企業の民主化と生産性向上に関すること
5. 産業労働事情の調査研究に関すること
6. 組合員の教育啓蒙及び文化教養の向上に関すること
7. 未組織労働者の組織化及び未加盟組合の加盟促進に関すること
8. 争議対策及び争議支援などに関すること
9. その他目的達成に必要なこと

第3章 組織

第6条（組織の正確）

本組合は、東京都を中心とする地域にある一般産業の労働者をもって組織される地方産業別労働組合である。

第7条（組織の構成）

本組合は、原則として各企業または事業所ごとに組合を組織する。ただし、事情により組織化が困難な場合は個人加盟を認めることができる。

第8条（業種別部会の設置）

- (1) 本組合は、特定の業種別活動が必要な場合には、業種別部会を設置する。
- (2) 業種別部会の設置、運営の大綱などについては、中央委員会の議を経て別に定める。

第9条（オブザーバー加盟）

本組合の目的に賛同する労働組合は、オブザーバーとして加盟させることができる。ただし、オブザーバー加盟の取扱いは、その都度執行委員会で決定する。

第10条（加盟）

- (1) 本組合に加盟しようとする労働組合は、別に定める様式に必要な事項を記載して、当月分の会費をそえてその旨会長に申込むものとする。
- (2) 本組合の加盟資格は、定められた会費を納入し、執行委員会の承認を経たときからはじまる。

第12条（権利）

本組合に加盟する労働組合は、すべてこの規約のもとに平等に扱われ、本組合の活動によって生ずる利益を公平に受ける権利を有する。

第13条（義務）

本組合に加盟する労働組合は、次の義務を負う。

1. 綱領、規約、諸規定の遵守、および機関の決定事項を守ること

2. 定められた会費，特別賦課金を確実に納入すること
3. 定められた機関に代表をおくり，機関の決定とそれにもとづく諸活動を組織内に周知徹底すること
4. 各機関の開催や主要な活動内容を本組合の書記局に通知すること
5. 組合員数を書記局に登録し，変動の都度遅滞なく届出ること

第6章 機関

第14条（機関の種類）

本組合に次の機関をおく。

1. 大会
2. 中央委員会
3. 執行委員会

第1節 大会

第15条（大会の権限と開催）

大会は，本組合の最高決議機関であって，毎年1回9月に会長が招集し，次の事項を審議する。

1. 前年度の活動報告および会計決算に関する事項
2. 次年度の活動方針，予算，重大な事業計画に関する事項
3. 役員を選出に関する事項
4. 綱領・規約の改正に関する事項
5. 特別賦課金の決定に関する事項
6. 加盟組合および組合員の除名に関する事項
7. 同盟罷業権の行使に関する事項
8. 本組合の解散もしくは組織の合併に関する事項
9. その他重要な事項

第16条（臨時大会）

臨時大会は，中央委員会および執行委員会がとくに開催の必要を認めた場合，または加盟組合の3分の1以上から同一の理由によって開催の請求があった場合，会長は速やかに臨時大会を招集しなければならない。

第17条（開催公示）

- (1) 大会の開催公示は，会日の1ヶ月前に日時・場所・主要議案を明示し，提案内容は会日の2週間前までに加盟組合に届けられる。
- (2) 加盟組合は，大会の議事について提案できる。提案内容については，会費の20日前までに書記局に届け出るものとする。

第18条（大会の構成と代議員）

大会は代議員と役員によって構成する。代議員の選出基準は中央委員会で決定する。

1. 加盟組合は中央委員会の定める基準によって代議員を選出する。
2. オブザーバー加盟組合は、特別代表を出席させることができる。
3. 大会は、中央委員会の定めた代議員総数の3分の2以上（委任を含む）と役員の過半数が出席することによって成立する。
4. 大会の議長は、その都度出席代議員のなかから選出する。

第19条（議決権）

大会の代議員は、議事のすべてについて完全な発言権と議決権をもつ。

- (1) ただし、統制違反処分の対象となっている加盟組合の代議員は、その事案に関する処分決定の議決権がない。
- (2) 役員は、議事のすべてについて発言権をもつが、議決権がない。
- (3) 特別代表は、大会で認められた限度において発言できる。
- (4) 大会に出席することのできない代議員は、その権限を他の代議員に委任することができる。ただし、1人で2人以上の委任を受けることはできない。

第20条（議決の方法）

- (1) 大会の議事は、出席代議員の過半数の賛否によって決定し、可否同数の場合は議長が決める。
- (2) 議事の採決は、起立、挙手、または直接無記名投票によって行う。
- (3) 規約第15条の(4)～(8)の各号については、出席代議員の直接無記名投票を行い、その3分の2以上の賛否を必要とする。

第21条（大会に関する細則）

この規約に定めるもののほかは、議事の運営、投票の方法、役員選挙の方法などに関して中央委員会の議を経て別に定める。

第2節 中央委員会

第22条（中央委員会の権限と開催）

中央委員会は、本組合の大会に次ぐ決議機関であって、毎年定期的に2回以上会長が招集する。なお、執行委員会が必要と認めた場合、もしくは、加盟組合の3分の1以上が請求した場合は、随時開催され次の事項を審議する。

1. 大会の決定を実行するための諸企画と必要な措置事項
2. 予算の補正と資金カンパの決定に関する事項
3. 諸規定の制定と改廃に関する事項
4. 業種別部会の設置と解散またはう運営に関する事項

5. 大会代議員の選出基準と割当に関する事項
6. 大会から委任された事項
7. その他この規約に定める権限に関する事項

第23条（開催公示）

- (1) 中央委員会の開催公示は、会日の2週間前に日時、場所、主要議案を明示して加盟組合に通知する。
- (2) 加盟組合は、中央委員会の議事について提案できる。提案事項については、会日の1週間前までに書記局に届出るものとする。

第24条（構成と議決）

- (1) 中央委員会は、中央委員と役員によって構成し、中央委員総数の3分の2以上および役員（会計監査除く）の出席によって成立する。
- (2) 中央委員の選出基準は大会で決める。
- (3) 中央委員会の議決は、出席中央委員の過半数の賛否によって決定し、可否同数の場合は議長が決める。
- (4) 中央委員がやむを得ない事故のために、会議に出席できないときは、他の中央委員または代理人にその権限を委任することができる。ただし1人で2人以上の委任を受けることはできない。
- (5) 中央委員会の議長は、その都度出席中央委員のなかから選出する。

第3節 執行委員会

第25条（執行委員会の権限）

- (1) 執行委員会は、本組合の書記局の活動を指導するとともに、緊急事態について審議し執行する権限をもつ。
- (2) 執行委員会は、大会および中央委員会に対して責任を負う。

第26条（構成と議事進行）

- (1) 執行委員会は、会長、副会長、書記長、副書記長、会計、執行委員をもって構成し、必要に応じ臨時開催する。
- (2) 執行委員会は、会長が主宰し、構成員の3分の2以上が出席することによって成立し、議事は出席者の合議で決める。

第7章 役員

第27条（役員の種類）

本組合に次の役員をおく。

会長1名 副会長若干名 書記長1名 副書記長若干名 執行委員若干名
会計監査3名

第28条（役員を選出と任期）

- (1) 役員は、定期大会で選出され、任期は2年とする。改選で重任されたときを除き次期の役員が選出されたときにその任を終える。
- (2) 役員が欠員となった場合は、中央委員会において補充する。補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第29条（役員の任務と権限）

本組合の役員は次の任期と権限をもつ。

1. 会長は、本組合の組織全体を統括し、本組合を代表する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。なお、業務の円滑な推進をはかるため、執行委員会の議を経て、副会長のなかから特定の職務担当者を指名することができる。
3. 書記長は、会長の指示により書記局を統括し、業務の管理遂行をはかる。
4. 副書記長は、書記長の指示により業務の遂行をはかり、書記長に事故あるときはその職務を代行する。
5. 執行委員は、常時重要業務に参画し、業務の分担遂行をはかる。
6. 会計監査は、本組合の会計業務を監査し、大会および中央委員会に出席して監査結果について報告する。

第30条（顧問）

本組合に顧問をおくことができる。顧問は大会の議を経て会長が委嘱する。

第8章 書記局

第31条（書記局の任務と権限）

書記局は、執行委員会の統制をうけ、書記長の指揮のもとに本組合の日常業務を執行し活動する。

第32条（専門部の設置）

書記局に次の専門部をおく。専門部の部長は執行委員の互選で選出する。

- (1) 組織部 (2) 教宣部 (3) 調査厚生部 (4) 総務部 (5) 政治部 (6) 財政部

第33条（書記局規定）

書記局の組織、運営、規律、書記局員の資格人事および報酬などに関する事項は執行委員会の議を経て別に定める。

第34条（表彰）

次の各号に該当するときは、大会の議を経てこれを表彰する。

1. 民主的労働運動の発展に功労のあったもの
2. 本組合の発展にとくに功労のあったもの

3. 本組合の名誉を顕揚する行為のあったもの

第35条（統制違反の対象）

次の各号のいずれかに該当する場合は統制違反として処分の対象になる。

1. 綱領、規約と決議に違反したとき
2. 定められた会費もしくは特別賦課金を正当な理由なくして期日までに納入しないとき
3. 以上のほか、本組合の名誉を傷つけ、組織に損害を与えるなどの行為があったとき

第36条（統制の方法）

1. 加盟組合が定められた会費もしくは特別賦課金を納入期日を過ぎ、3ヶ月までに完納しない場合は権利は自動的に停止される。ただし、その組合からの申請にもとづき、特別の措置をとるに足る正当な理由がある場合は、中央委員会の議を経て、延納もしくは減額の措置ができる。
2. 執行委員会は、加盟組合の行動が統制に違反すると認めた場合は、中央委員会の告発に付す。
3. 中央委員会は告発された事案について査問を行い、告発に理由があると認めた場合は、違反の程度に応じて、勧告、権利停止の処分を決定し、もしくは大会に除名の処分を申請する。
4. 査問もしくは処分の対象となった加盟組合は、十分な弁明の機会が与えられ、また処分については大会に報告できる。
5. 大会の決定があるまでは、当該加盟組合は中央委員会の決定した処分に服する。

第37条（細則の制定）

この規約に定めるほか、表彰と統制に関する細則を中央委員会の議を経て別に定める。

第10章 財政

第38条（会計の区分）

- (1) 本組合の会計は、一般会計と特別会計とに分ける。
- (2) 特別会計は、罷業資金の積立てその他特別の事業を行うために必要あるときは大会の議を経て設ける。
- (3) 特別会計より一般会計に資金の繰り入れを必要とするときは、大会の議を経なければならない。

第39条（財源と運営）

本組合の経常費に関する主たる収入は、会費をもってまかない、すべて予算の定める計画にもとづいて運営される。

第40条（会費）

本組合の会費は、加盟組合が書記局に登録した組合員1名につき月額100円とする。

第41条（会費の納入）

- (1) 会費は当月分を毎月末までに納入するのを原則とする。
- (2) 納入された会費および賦課金は、徴収にあやまりのあったほかは一切返還されない。

第42条（財政の特別運営案）

- (1) 本組合の財政運営上必要やむをえない場合は、中央委員会の承認のもとに借入れることができる。
- (2) 寄付金をうける場合は、中央委員会の承認を求める。
- (3) 本組合の名をもってする金銭上の保障行為はすべて中央委員会の承認を求める。

第43条（会計業務）

会計業務担当は、副会長の1名があたり、本組合の財産を最も確実な方法によって管理し、会計終始の正確な処理を行う。

第44条（会計年度）

- (1) 本組合の会計年度は毎年9月1日にはじまり、翌年8月31日をもって終るものとする。
- (2) 決算報告は、一切の収支費目内容と財政の状況を明らかにし、会計年度末に作成される。
- (3) 決算報告は、すべて会計監査結果にもとづく証明と職業的に資格のある会計監査員の証明書を付して、書面より公表される。

第45条（会計処理規定）

この規約に定めるほか会計処理に関する規定は中央委員会の議を経て別に定める。

第11章 付則

第46条（規約の解明）

この規約の解釈に疑義が生じた場合は、中央委員会で解明を行う。

第47条（諸規定の制定）

この規約の施行と本組合の運営に必要な諸規定および細則は中央委員会の議を経て別に定める。

第48条（規約の効力）

この規約は、昭和41年9月27日より実施する。

こうして一般同盟に加入した十字屋労組は、新しい産業として脚光を浴び十分な成長力が期待できるチェーンストア産業の労働者の組織化を進め、同盟憲章に則って産別組合を誕生させる「流通産別構想」の旗手としての地歩を固めることとなった。

4. 同盟流通の風景

ところが、十字屋労組が先見的なチェーンストア労組と連携しながら業界労組の結集を急いでいた矢先に、いわばダークホースの全織同盟が突如としてチェーンストア労働者の組織化に乗り出してきた。このため、十字屋労組が主導して同盟憲章との矛盾を問いたただすため、本稿冒頭で記述したように滝田実に対する抗議に至り、その結果、同盟流通が誕生した。

一方で同盟流通の発足は、全織同盟によるチェーンストア組織化によって促された全国チェーン労協の体質強化案を後退させ、無差別中立労組に対して大きな打撃を与えた。⁽⁶⁾

十字屋労組は、同盟流通においても中心労組として活動したため、「流通産別構想」が潰えたわけではなかった。むしろ、同盟系に限られるとはいえ産別化を優先させるために、同盟流通を通じた労組活動にまい進した。

同盟流通の公式の発信文書から、その活動ぶりがうかがい知れる。すべて揃っているわけではないが多くの発信文書が入手できた。実質的な活動期間における発信文書の内容を次のように一括して提示しよう。

史料4 同盟流通の発信文書

(第3～7号, 第9号～11号, 第14号～15号, 第20～26号, 第31号～32号)

同盟流通発第3号

昭和45年12月24日

同盟流通労組共闘会議

議長 坪西 辰也

同盟流通役員 各位

第2回幹事会開催通知

標記の第2回幹事会を次のとおり開催いたしますので、万障繰り合わせの上、必ずご出席下さいますようお願いいたします。

- 一 開催場所 長野県北佐久郡軽井沢町千ヶ滝西区
武田薬品軽井沢山荘・TEL (02674) 5-8094
(注) 軽井沢駅よりタクシーで15分、中軽井沢駅より7分
- 二 日 時 1月9日午後1時より翌10日午前中まで
(注) 9日の昼食は当会場では準備できませんので、必ず外で済ませて出席下さい。
- 三 経過報告
- 四 協議事項 1. 当面の方針について
2. 経費分担について
3. その他

同盟流通発第4号

昭和46年2月24日

構成組織同盟流通労組共闘会議
議長 坪西 辰也

構成組織
役 員 殿

第3回幹事会開催通知

標記の件、第3回幹事会を次のとおり開催いたしますので、万障繰り合わせの上、必ずご出席下さいますようお願いいたします。

記

一 日 時 3月8日 13時より

- 一 開催場所 同盟本部役員
 - 一 協議事項
 1. 当面の賃闘方針について
 2. 流通共闘の今後の運営について
 3. その他（人事，分担金予算）
-

同盟流通発第5号
昭和46年2月24日

同盟流通労組共闘会議
議長 坪西 辰也

役 員 殿
構成組織

流通関係労組の賃闘情勢交換及び戦術全体会議開催について

時下寒気厳しき折から、各位におかれては賃闘を中心として、日夜ご活躍のことと推察致します。

標記につきまして、経済的、社会的、組織的に多くの問題をかかえつつ70年代における重要な賃金闘争を闘い抜かねばならない情勢を展望して、同じ環境を持っている流通関係の同志によって、賃闘情勢交換及び戦術対策会議と意見交換の場を左記の要領によって開催致したいと考えます。

各位におかれては誠にご繁忙の事と推察致しますが、各単組三役の出席を是非とも懇願いたしまして、ご案内申し上げます。

記

- 一 日時 3月13日 午後1時より6時まで
- 一 場所 友愛会館 9階第1会議室にて
(港区芝2-20-12 友愛会館)
- 一 会議の進め方 (1) 主催者側の代表挨拶
(2) 参加各単組の賃闘要求状況について（プリント100部位持参願えれば幸いです。）

(3) 交渉戦術の交換及び今後の進め方について

一 賃闘を勝利するための懇談会

(1) 会議終了後に引き続いて懇親会を開催致しますので、同封ハガキにて出席人数の通知を願います。

(2) 経費 1 人 500 円

一 連絡事務局の設置について

電話 453-5371 番，内線 67 番（連絡受者，曾我，大谷）

同盟流通発第 6 号

昭和 46 年 3 月 10 日

全日本労働総同盟
流通労組共闘会議
議長 下田 喜造

役 員 殿
構成組織

同盟流通労組共闘会議第 3 回幹事会の内容について

標記の件について左記の如く決定いたしましたので幹事会報告とします。

記

(一) 日時，場所 3 月 8 日（月）13 時より 同盟本部役員室

(一) 坪西議長挨拶

議長が全国大会の人事移動により交代する。尚，同盟本部の西原部長の退位によって事務局長の変更もあるので後任について協議願いたい。事務局の場所については，前回幹事会決定の事情変更によって同盟本部に設置する。

(一) 役員人事の変更について

議長 下田喜造（全織） 副議長 川勝 章（一般） ♪ 宮本定義（一般）

事務局長 曾我嘉三（本部） 次長（ 空席 ）

幹事 竹山京次（全織） ♪ 近藤 勝（全織） ♪ 川野正男（全織）

♪ 谷口勝亮（一般） ♪ 堀場勝英（一般） ♪ 吉開敬祐（一般）
♪ 佐藤昭二（全化） ♪ 大沢和夫（全化）

(一) 当面の賃闘推進について

- (1) 1月25日決起集会決定の基準を確認して推進する。
- (1) 現在迄に集約できる各単組の要求、団交日、回答日などの情勢を集約して情報として配布する。
- (1) 賃闘情報の発行は、情勢確認を各産別、各地方同盟より確認して作成し、各単組へ直接配布する。
- (1) 賃金実態調査の実施は、賃闘終了後に同ホーム設定して作業する。

(一) 賃闘情報交換及び戦術全体対策会議についての対策

13日開催の標記集会は、①今次賃闘の問題点とその対策、②チェーンストアにおける賃闘の教宣活動のあり方、の2点についてそれぞれ提案者を設定して、竹山幹事の総司会でパネルディスカッションを行う。

尚、終了後引続いて懇談会を三田会館一階で開催する。

(一) 予算案と経費分担について

今後の活動内容をも勘案して議長、三役で各産別と調整の上、次回幹事会で決定する。

(一) 次回幹事会について

3月27日（土）12時より同盟本部で開催する。

同盟流通発第7号

昭和46年3月16日

全日本労働総同盟
流通労組共闘会議
議長 下田 喜造

構成組織

地方同盟 殿

幹 事

第4回幹事会開催について

標記の、第4回幹事会を次の通り開催いたしますので、万障繰り合わせの上、必ずご出席下さいますようお願いいたします。

- 一 日 時 3月27日 12時より
 - 一 場 所 同盟本部 役員室
 - 一 協議事項 1 当面の賃闘推進について
2 当面の予算対策について
3 その他
-

同盟流通発第9号

昭和46年7月8日

全日本労働総同盟
流通労組共闘会議
議長 下田 喜造

構成組織

地方同盟 殿

幹 事

流通労組共闘・全体会議開催について

標記の件について、第5回幹事会（7月5日開催）の決定に基づいて左記の如く開催致しますので、万障繰り合わせの上、必ずご出席下さいますようお願いいたします。

記

- 一 日 時 7月19日正午より 7月20日正午まで
- 一 場 所 熱海市東海町12-27（熱海駅より徒歩5分）
「暖海荘」 TEL 0557-81-5123
- 一 協議事項 (1) 流通労組共闘の今後の活動計画について
・賃金実態調査活動の内容と推進について

- ・流通セミナーの企画，実施と内容について
- ・レジスターの職業病対策について
- ・労働時間短縮問題の取組みについて

(1) 流通労組共闘会議運営の具体的方法について

(註)

- 一 宿舍部屋割等の都合がありますので，本案内状到着におり返して，出席者氏名を必ず事務所まで電話連絡下さい。
 - 一 経費は懇談会費用を含めて，一人当たり 3000 円予定です。
-

同盟流通発第 10 号

昭和 46 年 7 月 20 日

全日本労働総同盟
流通労組共闘会議
議長 下田 喜造

構成組織

地方同盟 殿

幹 事

同盟流通労組全体会議の経過内容について

- 一 日時，場所 7 月 19 日，20 日 熱海市暖海荘にて
- 一 出席組合 下田議長，宮本・川勝副議長，川野，竹山，近藤，谷口，堀場，吉開，峯村，大沢，在里各幹事，曾我事務局長，長崎屋，ダイカイ，ジャスコ，尾張屋，イトーヨーカ堂，赤札堂，ニチイ，全エンドー，忠実屋，十字屋，ダイエー，測栄，松菱，千葉合同，サンコー，松屋食堂，星電社
- 一 協議事項
 - (1) 賃金実態調査活動の内容と実施について
 - ・ No. 1 賃金関係調査表，No. 2 退職金関係調査表，No. 3 労働時間関係調査表の部門にわたる実態調査を行う方針とする。
 - ・ 調査表メ切 8 月 15 日迄，整理分析，集計については，各幹事組合の調査担当者

会議で作業を行う。

- ・ 調査表の完成メドを10月頃として、印刷費実費で配布する。送付先は同盟本部事務局とする。
 - ・ 出来得る限り、全関係組合の調査表が集計できるように指導体制と十分な根まわしを行うよう要望する。
- (2) 流通産業に関するシンポジウムについて
- ・ テーマについては「賃金」,「業界動向」,「組織問題」とする。
 - ・ 日時は10月の第1週とし、2泊3日の日程とする。
 - ・ 講師については自由希望として検討する。
 - ・ シンポジウムに関する実施企画の事務局を構成する。宮本、川勝、岩国、近藤、竹山、曾我のメンバーとする。
 - ・ 名称は「流通産業に関するシンポジウム」(小売産業における労働問題について)
- (3) レジスターのけん鞘炎等に関する職業病認定について
- ・ けん鞘炎等に対する監督官庁の見解と認定基準の経緯
 - ・ 現行認定基準と行政指導、業務上傷病等による保険給付の概要と手続き
 - ・ けん鞘炎対策と今後の問題点、実状報告などを含めて検討の結果、①各組合に対する化学的調査を実施する、抽出組合、内容、調査範囲などについて幹事会で相談決定する。②労災適用に取り上げて行くように、組合で指導対策を積極的に進める。
- (4) 労働時間短縮問題について
- ・ 完全週休2日制に移行するにあたって、現状の隔週休制にも多くの問題点がある。経営者側の態度にも経費増、人員増などという経営実態のなかで現状での取組みにも問題点の相違がある。
 - ・ ジャスコ、ダイエー、十字屋、イトーヨーカ堂、赤札堂から、現在の実施状態と問題点と、将来への取組み姿勢について実状報告と意見交換を行う。
 - ・ 問題点が相当にあるので、専門委員会を設置して対処してはどうか。次期幹事会で検討して、専門の検討機関を設置する。
- (5) 同盟流通共闘会議の今後の運用について
- ・ 具体的問題を積極的に取上げて、共同歩調と緊密化をさらに推進する。
 - ・ 今後の運営として、「全体会議」を定例的に開催できる方向で努力する。
 - ・ さらに多くの意見、要望のだされた諸点について幹事会で充分に対策善処する。
 - ・ チェーン労協に参加しない方針について、全体会議でも確認決定する。

以上

同盟流通発第11号
昭和46年8月16日

全日本労働総同盟
流通労組共闘会議
議長 下田 喜造

構成組織
地方同盟 殿
幹 事

流通労組共闘第6回幹事会開催について

標記の第6回幹事会を次の通り開催致しますので、万障繰り合わせの上、必ずご出席下さいませようお願い致します。

記

- 一 日 時 8月20日(金)午後1時より
- 一 場 所 同盟本部役員室
- 一 議 題 (1) 賃金実態調査の集約作業について
(2) チェーン労協対策について
(3) 流通産業シンポジウムの企画について
(4) その他

同盟流通発第14号
昭和46年9月28日

全日本労働総同盟
流通労組共闘会議
議長 下田 喜造

構成組織
地方同盟 殿
幹 事

流通労組共闘第7回幹事会の内容について

- 一 日時、場所 9月27日午後1時より、本部役員室
- 一 出席者 川勝副議長、曾我事務局長、吉開、川野、近藤、竹山、佐藤（代）、大和田各幹事
- 一 経過報告
 - (1) 賃金実態調査活動の経過（大和田担当者報告）

資料提出組約15組合、作業はシンポジウムに間に合う方向である。単価については未定である。
 - (2) チェーン労協、商業労連対策の経過

川勝副議長より、特にチェーン労協の11月総会を前にしての詳細なる情勢について報告があり、了承する。
- 一 議事
 - (1) 流通産業シンポジウムの企画運営について
 - ①総司会者、会場設営と全体責任者 曾我事務局長
 - ①講師関係担当責任者

パネル討論関係＝竹山幹事、楠田先生＝大和田氏、落合氏、江本先生＝近藤幹事、池田先生＝竹山幹事。
 - ①受付関係

田原組織局長（責任者）、加藤（赤札堂）、熊田（長崎屋）
 - ①分科会、全体会議について
 - 第一分科会座長 吉開（ダイエーより一名）
 - 第二分科会座長 大和田（ニチイ、十字屋より各一名）
 - 第三分科会在席 竹山（赤札堂より一名）全体会議の議長は下田議長とする。
 - ①財政関係について

シンポジウムで、121,360円の不足、なお年間（昨年11月より本年9月迄）の会計決算では、本部補助費20万円を消費して不足分86,514円となっているので、3月における幹事会の決定に基づく比率によって、次の分担金を徴集する。

全織135,000円、全国一般同盟135,000円 全化30,000円
 - (2) 流通共闘明年度予算について

事務局長が試案を作成して、総会迄に幹事会で決定する。
 - (3) 今後の日程について

次期幹事会は10月30日午後1時より。さらに総会の日程は11月下旬を目標とする。

同盟流通発第15号
昭和46年10月14日

全日本労働総同盟
流通労組共闘会議
議長 下田 喜造

構成組織
地方同盟 殿
幹 事

同盟流通共闘第8回幹事会の開催について

標記の第8回幹事会を次の通り開催致しますので、万障繰り合わせの上、必ずご出席下さいませよう、お願いします。

記

- 一 日 時 10月29日(金)午後1時より
(当初予定が30日でしたが、都合あって29日に繰り上げました。)
- 一 場 所 同盟本部・役員室
- 一 議 題 (1) 流通共闘総会日程及び内容について
(2) 今後の活動計画について
(3) 新年度予算の編成について
(4) 事務局体制について
(5) その他

以上

同盟流通発第20号
昭和46年12月15日

全日本労働総同盟
流通労組共闘会議
議長 下田 喜造

構成組織

地方同盟 殿

幹 事

流通労組共闘第2回（20単組共闘）賃金担当者会議の経過について

- (1) 日時・場所 12月13日 自午後1時至午後6時・於三田会館第1会議室
- (1) 出席者 別紙
- (1) 谷口（一般同盟）座長になった後、出席者自己紹介、座長より前回会議の要約を発表して全員で確認を行った。続いて大和田（長崎屋）より全織同盟流通部会での討議の結果、部会所属組合の賃闘に臨む時期が、2月末要求作成、3月上旬要求提出、3月10日回答指定日と前回報告したよりも早くなった旨の報告があり、検討の際の情勢に加えることにした。
- (1) 協議事項については前回提起された項目に従って討議を進めることにした。
- ①統一要求設定項目
- a 初任給
- 統一要求の基礎ベースを作る意味からまず、初任給の設定から討議に入ったが、賃金カーブを含む種々の議論のなかから、大都市中心の上限設定か、地方を基本に置いた下限設定かに的を絞って検討した結果、高校卒46,000円、大学卒58,000円を目安として、地方格差の取り扱いを含めて、作業委員会で結論を出すことにした。
- b 中間ポイント賃金
- 中間ポイント賃金は統一要求として設定することの合意の後、年齢を21・25・27・27・30歳にしてモデル賃金という解釈のもとに作業委員会で金額の具体化を行うことになった。
- c 年齢別最低賃金
- 年齢別最低賃金は、作業委員会で生計費中心に検討して、低学歴・未経験・未熟練男子を対象にポイント賃金と同年齢で設定することになった。
- d 超勤手当率の引き上げ
- e 不規則勤務手当の設置
- 両項目について、各々種々の角度から意見が出されたが、現状では統一要求項目

とすることには無理があるとして今回は見送ることにした。

f 平均要求額

完全統一か、ゆるやかな統一の設定か、また、金額設定か、引き上げ率の設定か、で議論を重ねたが、金額設定よりも引き上げ率をどの程度に求めるかで各組合より発言があったが完全な意志決定統一には至らず、21%以上の引き上げを、要求根拠を列記するなかから作業委員会で作成することになった。

②時期の設定

要求提出日の統一をはかるため、各組合の賃闘日程見通しの発表を求め、調整作業を行ったが、2月25日が限度とするトップ組合と、3月中旬以降のラスト組合とにはかなりの距離があって、即決は困難なため、各組合が再度内部調整を2月28日、29日、3月1日、2日の枠内で行った後、委員長会議を開催して最終結論を出すことになった。

③資料の作成

賃闘に関する統一の資料を作成することについては意見の一致をみて、○イ経済動向、○ロ業界動向、○ハ消費動向、○ニ賃金水準、○ホ労働団体賃闘動向等を収集することにしました。また、この資料の巻頭もしくは末尾に「流通共闘としての賃闘に臨む基本姿勢」を記載することとし、資料作成は作業委員会に一任することにした。

④情報発行等実践作業

- (1) 具体的な闘争体制に移ってからの情報発行・情報交換等の戦術検討は、後日の各種委員会できめ細かく決定することが効果的だとの判断で細部検討を避けたが、情報発行・交換はキー組合を設定することで合意に達し、「十字屋労組」に委託を行った。なお、情報発行等に要する費用、報告フォームの決定等もさらに後日、検討することにした。

また、戦術（実践）委員会の設置や、他組合との情報交換の是非等については幹事会で十分検討することの意見一致をみた。

(1) その他

会議は最後に作業委員会のメンバーと日程を協議して、メンバーとしては長崎屋、ニチイ、イトーヨーカ堂、ジャスコ、十字屋、ダイエーの6組合を選出した。作業日程については12月15~20日第1回、1月5~10日第2回、1月15~20日第3回、第4回の案で検討したが、第1回を12月21日午後1時より、名古屋・愛知同盟会館で開催することに決定した。また委員長会議は作業委員会の日程とからめながら、1月中旬に行う予定とした。

◎ 最後に今回も欠席組合が多数あったことに対して批判が出され、各産別が全組合完全出席の努力を行うことにした。

(出席者)

大和田 (長崎屋), 長本・内藤 (イトーヨーカ堂), 森田 (全ジャスコ), 斎藤・市村 (尾張屋), 村上・武藤 (全エンドー), 落合 (ニチイ), 吉開・吉田 (測栄), 根井・鶴崎 (全星電社), 中川 (サンコー), 道上・大谷 (サカエ), 川勝 (十字屋)。以上 11 組合出席。「欠席組合」はダイエー, 赤札堂, 忠実屋, ダイカイ, さぬや, 丸富, 太洋デパート, 東武デパート。

同盟流通発第 21 号

昭和 47 年 1 月 12 日

全日本労働総同盟
同盟流通労組共闘会議
議長 下田 喜造

構成組織
地方同盟 殿
幹 事
単組代表者

流通労組共闘会議, 総会及び第 9 回幹事会の開催について

標記の件に関して, 下記の如き日程によって開催いたしますので, 年初御繁忙の折からとは存じますが, 万障繰り合わせて, 関係者各位の御出席をお願い申し上げます。

記

1 流通労組共闘会議 総会

- (イ) 日 時 1 月 20 日 (木) 午後 1 時より
- (ロ) 場 所 三田会館 1 階 第一会議室
- (ハ) 構成出席者 各単組の三役, 賃金担当者, 産別代表者
- (ニ) 議 事 (1) 年間活動計画の大綱について

(2) 賃金闘争推進について

(3) その他

2 第9回幹事会の開催

(イ) 日 時 1月20日(木) 午前10時より

(ロ) 場 所 三田会館1階 第一会議室

(ハ) 議 事 (1) 総会对策について

(2) 賃金担当者会議の答申と今後の対策について

(3) その他

以上

同盟流通発第22号

昭和47年1月10日

全日本労働総同盟
流通労組共闘会議
議長 下田 喜造

構成組織

地方同盟 殿

幹 事

流通労組共闘会議第3回(20単組共闘)

賃金担当者会議小委員会の経過について

- 1) 日時・場所 46年12月21日, 名古屋市, 同盟会館
- 2) 出席者 十字屋, ジャスコ, 長崎屋, ニチイ, ダイエー
- 3) 小委員会における作業項目について次の諸点とする。

①初任給について

②年齢別最低保障賃金について

(女子) 21歳 (高卒3年)

(男子) 25歳 (大卒3年)

(男子) 27歳 (大卒5年)

(男子) 30歳 (大卒8年)

③中間ポイントについて

(年齢別最賃と同年齢)

④要求規模について

①初任給<東京>について

①過去の初任給伸び率

	40年	100		40年	100		
大卒	41	7.8	107.8	大卒	41	6.2	106.2
流通13社	42	11.9	120.7	全産業	42	5.6	112.1
平均	43	12.9	136.3	平均	43	11.2	124.6
	44	14.1	155.5	(東商)	44	14	142.0
	45	22.3	190.1		45	16.8	153.4
	46	15.4	219.5		46	16.9	190.2
	40年	100		40年	100		
高卒	41	8.8	108.8	高卒	41	7.7	107.7
流通13社	42	12.3	122.3	全産業	42	10.3	118.8
平均	43	14.7	140.2	平均	43	11.3	132.2
	44	15.6	162.1	(東商)	44	16.6	154.2
	45	21.9	197.6		45	20.2	185.3
	46	16.9	231.0		46	19.3	221.1

流通13社→伊勢丹, 西武, そごう, 東急, 阪急, 丸井, 緑屋, 赤札堂, 西友, ダイエー, 東光, 長崎屋, 十字屋。

東商→事務系販売系

以上の伸び率から47年度初任給上昇率を18.0%と予想する。

(同盟要求21% - 定昇分3% = 18%)

流通13社平均初任給 × 18.0% = 今年度初任給

(大卒) 48,976円 × 18.0% = 57,791円 ≒ 58,000円

(高卒) 38,497円 × 18.0% = 45,426円 ≒ 46,000円

(需給バランスから判断して切り上げ)

②46年度初任給ベース額を単純加算

<高卒>

	イ	46年度 賃上額	ロ	46年度 初任給	イ+ロ	地域手当	合計(東京)
ダイエー		6,390		37,000	43,400	+3,500	46,900
ジャスコ		7,400		37,000	44,000	+2,600	46,600
ニチイ		8,000		38,900	46,400	+1,000	47,400
長崎屋		6,000		36,000	42,000	+3,000	45,000
測栄		6,000		35,000	41,000	+4,500	45,500
赤札堂		6,500		38,000	44,500		44,500
全エンドー		7,015		35,075	42,100	+6,000	48,100
十字屋		7,000		39,000	46,000		46,000
伊勢丹		6,000		40,000	46,000		46,000
東急		4,900		39,000	43,900		43,900
阪急		6,900		37,910	44,820		44,820
丸井		5,500		40,000	46,500		46,500
緑屋		6,000		39,000	45,000		45,000
西友		5,600		39,750	45,300		45,300

昨年並みに初任給がアップすれば、以上の傾向より大卒 58,000 円、高卒 46,000 円（いずれも東京）が妥当である。

③高卒を 100 とした場合の傾向値（東商）

46年 高卒 100, 大卒 126

高卒 46,000 円とすれば、大卒 $46,000 \times 126 = 57,960 \approx 58,000$ 円

④高卒 46,000 円と仮定（1年 6% の定昇）

18歳 46,000 円

19歳 $46,000 \times 106 = 48,760$ 円20歳 $48,760 \times 106 = 51,680$ 円21歳 $51,680 \times 106 = 54,786$ 円22歳 $54,786 \times 106 = 58,073 \approx 58,000$ 円

以上①～④の理由により、47年度初任給は、高卒 46,000 円（東京）、大卒 58,000 円（ 〃 ）とする。

⑤地域格差については、地域変動指数をかけて算出する。

	(大卒)	(高卒男子)	(高卒女子)
東京	100.0	100.0	100.0
北関東	92.1	94.0	93.5
東北	86.2	85.5	83.9
東海	97.3	98.0	96.4
京阪神	99.3	100.0	98.8
近畿	98.4	101.1	93.2
山陽	94.8	99.7	90.2
四国	90.5	92.6	85.7
北九州	86.0	91.2	82.1
南九州	79.9	85.2	81.3

⑥高卒の男女間格差に関しては男女同一賃金の原則を志向する意味でも当作業委員会では考慮しない。

②年齢別最低保障賃金について

(基本給のみ：未経験、学歴不問実在者)

①現状

	十字屋	ダイエー	長崎屋	ジャスコ	ニチイ	東急	緑屋
21歳	45,400	45,100	36,800	40,000	41,500	45,600	43,600
25歳	62,400	54,100	54,000	46,000	54,300	56,100	54,200
27歳	67,800	58,690	57,500	48,000	55,200	66,500	59,000
30歳	80,000	65,470	66,900	50,000	56,300	69,500	72,000

②標準生計費と最低生計費（東京）

	最低生計費	標準生計費
21歳	27,308円	40,200円
25歳	52,421円	54,600円 (2人家族)
27歳	54,900円	67,500円
30歳	33,800円	79,500円

③十字屋試算 81,466円 (基準数字) × マルチプル係数

1人	42,741円
2人家族	66,889円
3人	78,040円

4人 88,400円

④世帯別標準生計費（人事院 昭和45年）

2人 54,690円

3人 73,950円

4人 87,900円

5人 98,000円

⑤家計調査（昭和45年）

2人 67,189円

3人 74,286円

4人 84,250円

5人 92,825円

⑥結論

基本的には25歳最賃と初任給とを同額とする方向で、実態の差異が大きすぎるので各単組の実態に応じて配分面で考慮する。

結婚年齢は流通業は早いので25歳2人家族で算出する。

③中間ポイント賃金について

（基準内賃金＋役付手当＋家族手当＋地域手当）

①実態（男子）

	ダイエー	ジャスコ	長崎屋	ニチイ	測栄	十字屋	エンドー	平均
21歳	49,770	47,600	(女子のみ)45,700	49,000	48,000	48,800	46,595	49,000位
25歳	67,180	67,600	73,000	62,700	63,900	65,500	57,795	65,000位
27歳	80,730	88,600	89,000	83,800	76,000	87,400		85,000位
30歳	95,320		110,000	109,000		103,500		100,000位

②①の平均×18%

21歳	49,000円（平均）	×18% = 57,820
25歳	65,000円	×18% = 76,700
27歳	85,000円	×18% = 103,000
30歳	100,000円	×18% = 118,000

③定期採用標準者傾向値（45年度 1000人以上）

18歳	46,000円
21歳	58,000円
25歳	75,400円
27歳	83,000円
30歳	96,000円

27歳、30歳部分が傾向値より高くなっているが、これは流通業の場合は管理職になってしまうので、全産業平均よりも高くなる。

④結論

②で出された数字をもとに、各単組で試算を行い決定する。

④要求規模について

- ・同盟要求 $21\% + a$ を原則とする。
- ・中間ポイント、年齢別最賃は初任給から逆算して各単組の実態に合わせる。
- ・初任給は、大卒 58,000円（東京）、高卒 46,000円（ ク ）とし、地域格差は傾向指数によることとする。

同盟流通発第23号

昭和47年1月22日

全日本労働総同盟
流通労組共闘会議
議長 下田 喜造

構成組織

地方同盟 殿

幹 事

流通共闘第9回幹事会及び総会の経過報告について

(1) 1月21日（金） 場所 三田会館第1会議室

(1) 第9回幹事会

出席者 下田議長、曾我事務局長、川野、竹山、網代、谷口、在里、吉開（代理、

吉田)

イ 報告事項 曾我事務局長

20単組共闘の賃金担当者会議（第1回11月24日，第2回12月13日，第3回12月21日）の経過と内容は別添の資料を参照して報告する。

ロ 各産別

① 一般関係は，総体的には，2月8～9日の全国大会で確認するが，想定として， $21\% + a$ の方向である。現状で，単組別に判明しているところではダイエーは1月22日中執決定，3月9日大会で最終決定する。十字屋は2月25日大会で最終決定する。測栄は単組事情によって，3月20日頃の見込みである。

② 全星電社は1月25日執行部検討，2月29日最終決定，3月2日大会で確認決定，3月10日提出の予定である。

③ 全織流通部会は部会執行委員会で次の内容について確認決定している。

1. 日程 1月31日執行委で原案決定，2月10日迄各単組要求決定。2月11日より3月上旬職場討議。3月10日一斉提出。

2. 平均賃上げ額 $21\% + a$ （昨年妥結額を下回らない）

3. 最低賃金保障額 25歳 58,000円以上，30歳 65,000円以上

4. 初任給 高卒 45,000円以上，大卒 56,000円以上

最低引上額（定昇込み8,000円以上）

5. 年齢別最低保障 25歳と30歳を基準に各組合でラインを引く。

6. 諸手当について

・地域手当 公表しないで，内部指針とする。額検討中。

・家族手当 第一扶養者 5,000円，第二 1,000円，第三 500円

・住宅手当 考え方のみで調整に金額統一せず。

・特殊時間勤務手当 遅時間，早時間とし，各組合で決める。

(1) 協議事項

賃闘方針の決定について

①初任給 ①最低保障賃金 ①中間ポイント賃金

要求規模について，総合的に検討するも，現状の実態からして次の如く賃闘方針の考え方に一致する。

①要求規模について

$21\% + a$ を原則とする。

初任給の最低保障賃金。中間ポイント賃金，年齢別最低賃金については，賃金担当者会議の試算に従って，各産別，各組合ごとに決定する。

①要求提出日について

3月10日頃迄に要求を提出する。

①解決目標について

4月10日を目標とする。

①情報担当者会議（構成，各産別，各単組の担当者，事務局）を定例的に会合を行って，積極的な活動を推進する。

以上で幹事会を終了して，引き続いて総会にうつる。

流通共闘会議総会

(1) 出席者

十字屋（川勝，伊藤，五十嵐，桐生），全エンドー（武藤），長崎屋（川野），全星電社（在里，根井，鶴崎），ダイエー（川崎，中内，佐藤，網代），全ジャスコ（田島，谷口），赤札堂（近藤），渕栄（吉田），イトーヨーカ堂（安藤），全織（竹山），一般（谷口），下田議長，曾我事務局長

(1) 下田議長挨拶

(1) 経過報告 曾我事務局長

昨年11月9日創立以来の活動経過の主な点として幹事会，3月の役員人事異動，5月13日賃闘戦術委員会全体会議，7月19日流通全体会議，チェーン労協対策，10月4日流通産業シンポジウム，賃金実態調査表の作成，財政関係などについて報告し，承認決定される。

経過報告に対する質疑応答

①チェーン労協脱退問題の経過からして，決定したことが守られていないが，そのようなことが，流通共闘の指導性のあり方に問題がでてくる。本日の賃闘方針をみてもこれでどうなるかという心配が先にでてくる。事務局としてどう判断しているのか。

以上の質問をめぐって，流通共闘のあり方について議論する。

なお，ダイエーから。チェーン労協問題について，2月の会合まで当番組合として世話役の期限もあったので，脱退表明していない。また，チェーン労協は組織ではないので，脱退とかどうかでなく，必要とあれば利用していくという態度で今後ものぞんでゆきたい。

①賃闘方針の提案について 曾我事務局長

幹事会決定の内容と，賃金担当者会議の答申にもとづいて提案説明する。

イ 渕栄は，単組内の事情があって，3月10日要求提出は困難である。努力はするが，見通しとして3月20頃になると考える。

ロ 今後の進め方について、下田議長集約する。

①代表者会議（各単組2名程度）を2月17日15時より1泊で開催する。

- ・したがってこの代表者会議で、流通共闘の統一項目設定と活動方向について討議する。
- ・各単組で要求の決定した内容、または決定する方向にある原案を25部宛持参する。
- ・代表者会議までの間は、本日決定した方針に基いて各産別、各単組で具体的要求の検討を進める。
- ・情報担当者会議を2月18日午前10時より開催する。

（代表者会議、情報担当者会議の場所は事務局一任）

①流通共闘本年度の活動目標について

①当面賃闘に結集する活動を行う。

①流通セミナーの開催

①賃金実態調査表の作成活動

意見として、流通セミナーは年1回でなく、必要に応じて開催せよ。なお担当組合を設定した。すべて企画運営するよう幹事会で方向とテーマを決定して対処されたい。

①事務局長提言

戦線統一問題と関連する組織問題及び、産業政策問題に取り組んでゆける方向を本年度は取組めるように全体で努力をされることを提言する。

同盟流通発第24号

昭和47年2月19日

全日本労働総同盟
流通労組共闘会議
議長 下田 喜造

構成組織

地方同盟 殿

幹 事

流通賃闘共闘会議、代表者会議及び教宣担当者会議の内容について

1. 日時、場所

2月17日～18日，東京池之端文化センター

1. 出席組合

下田議長，川勝，勝木副議長，曾我事務局長，竹山，谷口幹事，長崎屋，イトーヨーカ堂，尾張屋，全星電社，測栄，全ジャスコ，ニチイチェーン，十字屋，ダイエー，赤札堂，忠実屋，サカエ，新興産業

1. 各単組の賃金要求の内容，大綱，考え方について経過報告

(内容については，別紙統一情報で参考とされたい。)

イ 2月17日現在で，賃金要求の原案決定が完成している組合は次の通りです。

長崎屋，イトーヨーカ堂，尾張屋，ダイエー，十字屋，全星電社

ロ 組織内の事情によって，要求決定が3月10日迄提出に若干遅れることが確認される組合は次の通りです。

測栄，全ジャスコ

1. 今後の闘争方針について

(1) 共闘組織の名称を「同盟流通賃闘共闘会議」として確認し，参加組合のうち15組合先行グループとする。

(2) 同盟流通賃闘共闘会議の推進姿勢について

闘争スケジュール，妥結判断，妥結承認について，参加組合は共闘会議決定の方針を先行することを原則とする。

(3) 闘争スケジュールについて

測栄，全星電社，全ジャスコを除いて，要求書は3月10日迄に提出する。解決目標を4月10日とする。

(4) 今後の日程と共闘会議方針について

3月7日に共闘会議，代表者会議を開催して，共闘目標（チェック・ポイント）及び共闘戦術について決定する。

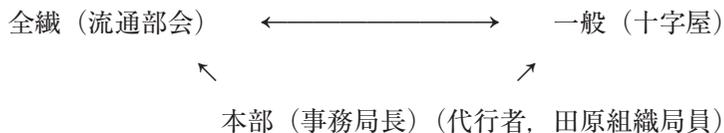
1. 教宣担当者会議の内容について

(1) 全織同盟本田教宣部長より，情宣活動のあり方について，基調講義をうける。

1. 共闘会議における教育・情宣活動の具体的方針について

①教宣活動面における集約方法，配布方法，情報内容，担当者の設定，期間設定，共同デスク方式，経費の点について検討し，次の方法によることとした。

情報の集約方法



(註) 全星電社労は一般に含める。

(イ) 各単組の連絡責任者(書記長)及び代行者は別紙一覧表による。

(ロ) 共同デスク必要の場合は、その都度設定して対処する。

②統一フォームの設定について(情報交換, 必要項目)

◎一人平均額, 引上率(%) (等級昇進部分を除く)

◎年間一時金(年間総賃金額)

◎初任給(高卒男女), (大卒男子), (手当標示), (地区別標示)

◎最低保障賃金(25歳, 30歳時点, 未経験者)

◎中間ポイント(標準者, 25歳, 27歳, 30歳)

◎諸手当の改訂状況

◎団交及び集合等の日程

なお、具体的に統一モデルを全織(竹山), 一般(川勝), 事務局間で作業して、各単組に配布する。

③共闘会議事務局より統一情報, 統一教宣, 統一主張, 声明などの発表を行う場合は、各単組宛に原案を配布し、各単組でそれを増刷して配布する。

④経費については、事後精算方式として、各産別ごと、事務局で相談して決定する。

以上

同盟流通発第25号

昭和47年2月26日

全日本労働総同盟
流通労組共闘会議
議長 下田 喜造

各単組代表者
幹 事 殿

同盟流通賃闘共同会議、代表者会議の開催について

標記の件に関して、前回（2月17日）の決定通りに、代表者会議を下記の如く開催いたしますので、必ずご出席下さいますようお願い致します。

記

- 1. 日 時 3月7日（火） 13時より
- 1. 場 所 同盟本部友愛会館9階 第2会議室
- 1. 議 題
 - （イ）賃金闘争要求額の確認と各単組情勢について
 - （ロ）共闘目標の決定と今後の闘いの進め方について
 - （ハ）教宣活動の展開について

以上

同盟流通発第26号
昭和47年3月13日

全日本労働総同盟
流通労組共闘会議
議長 下田 喜造

構成組織
関係労組代表
幹 事 殿
地方同盟

同盟流通賃闘共同会議3月7日会議の内容について

1. 報告事項

前回の代表者会議ならびに情宣担当者会議できめられていた賃闘情報の統一フォームの作成について、流通部会（竹山）、一般同盟（十字屋・川勝）とでまとめられ別表の記入方法について説明があった。

2. 協議事項

(1) 賃闘情報活動体制について

- ①統一フォームにもとづき会社回答のあった都度、全織加盟単組は流通部会へ、一般同盟加盟単組は十字屋労組へ速やかに報告する。
- ②流通部会と十字屋労組とで集約した情報を相互に連絡する。
- ③その結果を流通部会は全織傘下各組合へ、十字屋労組は一般同盟傘下各組合へ情報伝達する。
- ④各店舗段階まで流すかどうかは、各産別で決める。
- ⑤「賃闘宣言」を作成し、各職場に提示する。具体的扱いは、十字屋（川勝）、全織流通（竹山）に一任する。
- ⑥商業労連とチェーンストア中立組合とも情報交換する。

(2) 妥結時点の取扱いについて

- ①単組独自の判断にもとづく妥結はしない
- ②妥結基準
 - イ 昨年の妥結額を下回らないものとする
 - ロ 一時金は年間5カ月以上を確保する
 - ハ その他妥結基準を現時点で明確化することは得策ではない
 - ニ チェックポイントを5点ほど指摘、具体的基準は次回に協議する

(3) 今後の賃闘スケジュールの確認

- ①平和的解決目標 4月10日まで（但し測栄は4月中旬）
- ②次回代表者会議

3月31日 13:00 全織同盟本部

4月11日 15:00 全織同盟本部

以上

全日本労働総同盟
流通労組共闘会議
議長 下田 喜造

単組代表者
幹 事 殿
構成組織
地方同盟

流通共闘単組代表者会議の内容について

1. 日時, 場所 11月15日 14:00~16:00
参議院会館 第5会議室

1. 出席者

近藤, 水越 (赤札堂), 岩国 (イトーヨーカドー), 宮野 (飯塚), 佐藤, 石坂, 吉池 (魚力), 榎本, 市村 (尾張屋), 久保田, 本田 (寿屋), 道上 (サカエ), 川勝 (十字屋), 小浜 (全ダイエー), 佐々木 (全エンドー), 在里 (全星電社), 土井 (全ユニード), 中津, 田島 (全ジャスコ), 川野 (長崎屋), 大迫, 吉田, 永野 (ニチイ), 穴沢 (マルトミ), 竹山 (全織), 下田議長

協議事項

1. 明年度賃闘も共闘体制で行う (確認)
2. 要求スケジュール
原則として3月10日要求書提出
4月10日自主交渉による解決目標 (本年度なみ)
3. 要求内容検討スケジュール
12月18日 賃闘代表者連絡会議
1月12日 情報担当者会議 (全単組)
1月18日 流通共闘幹事会 (決定する)
1月27日 流通共闘会議方針決定
2月上旬 単組執行部決定
2月中~下旬 職場討議
3月上旬 単組機関決定
4. 賃闘代表者連絡会議選出組合

全織3, 一般2, 地方同盟2 (全ユニード, 全星電社)

5. 要求内容によるフリートーキング

1) 初任給に関して

現在まだ手をつけていない。サカエが会社賃金として、60,500円とすると昨年より一万円アップとなっている。

2) 時間外割増について

時間外は手をつけず基準給に入れて行きたい。ダイエーはさわらず現行は30%である。

3) 時間帯割増について

4) 地域間格差 (初任給について)

イ) 今回からポイントもふくめ明確にしていく必要あり。(水野)

ロ) 基準賃金部分は平等, 地域, 住宅手当で格差をつけている。(ダイエー)

ハ) 考え方として, 同一労働力に対して格差を設けることはむずかしい。住宅手当の差も個人負担分は同額として, 差は会社で負担すべきだ。(川勝)

ニ) 初任給で男女差があるのは解消すべきだ。(下田)

ホ) 実働時間からとらえた賃金水準を考えるべきだ。(水野)

同盟流通発第32号

昭和47年11月22日

全日本労働総同盟
流通労組共闘会議
議長 下田 喜造

賃金担当者
幹事 殿
構成組織
地方同盟

賃闘代表者連絡会議開催について

標記の件に関して, 単組代表者会議の意向に基づいて明年度賃闘に取組む方針を決定しました。

明年度賃闘にむかって、各構成組織内の参加組合を次の如く決定しました。(全織) 3 組合, (全国一般同盟) 2 組合, (地方) 2 組合

下記日程によって会議を開催致しますので、御繁用中の所恐れ入りますが、是非とも御出席をお願い申し上げます。

記

- 1. 日 時 12月18日(日) 午後1時より
- 1. 場 所 同盟本部・友愛会館9階 第4会議室
- 1. 議 題 賃金闘争について

これら同盟流通の発信文書は、同盟流通を舞台とした労組活動と、産別化をめぐる情勢に関して多くの示唆を与えてくれる。簡潔にまとめよう。

第1に、同盟流通の初代議長は坪西辰也、第2代議長も下田喜造というように、全織同盟本部役員が就任した(同盟流通発第3号~第6号)。同盟流通役員には、同盟本部、一般同盟、全化同盟などとそれらの加盟組合の役員も入っていたものの、要職の就任や人数面からみて全織同盟の勢力が強い組織体であった。同時に、日本のチェーンストア労組による自主的な産別化の可能性はほとんど消えていた。

第2に、同盟系だけで産別化を急ぐという名目により、チェーンストア労組主体の活動基盤であった全国チェーン労協との絶交を決定し、元来の「流通産別構想」にとって痛手となる意思決定を実行に移した(同盟流通発第10号)。だが、その反面で同盟系労組と無所属中立労組で運動のあり方に非常に大きな隔たりがあったことが再確認できる。

第3に、同盟流通は当初から賃上げ交渉を重視する姿勢が明確であり、そのための共同歩調の枠組みは正常に形成されていた。例えば、初任給、最低保障賃金、中間ポイント賃金、共通の要求水準設定など同盟流の仔細な要求方法がチェーンストア産業へ持ち込まれた(同盟流通発第20号~第23号)。チェーンストア業界の労使関係形成への大きな貢献として評価されてよい。

以上のように同盟流通が限定された時期に、しかも非効率な点もあるとはいえ、擬似的な流通産別の機能を果たしたことは特筆されるべき史実である。ただし、他方で各史料を子細に読み込めば、既存産別の出先組織の域を出ないとみなされる場面も認められ、運営の実態面では情報系統の輻輳化、全国チェーン労協をはじめ外部交流に対する態度の差異、欠席多数労組状況の発生といった足並みの乱れがみられ、解体の原因となりかねない兆候

が散見された。各産別の危うい共存体制といった現実があったと推測される。

5. 対抗と決断

果たして1973年4月、同盟流通は全織同盟の解散動議によって解散した。⁽⁷⁾このため、一般同盟による流通産別構想は消滅し、既存産別によるチェーンストア組織化の軌道が出現した。とりわけ同盟流通の解消を主張し、終止符を打った全織同盟は、公然と一層の組織化に集中しはじめ、いわゆる「ゼンゼン以外」の労組を大きく動揺させた。

こうして全織同盟のチェーンストア組織化への参入が引き起こした同盟憲章の矛盾は、なし崩しに不問とされつつあった。本腰を入れた全織同盟の組織化やそれに伴う移籍加入が相次ぐ中、十字屋労組は全織同盟に対抗することを決断した。

具体的には、「ゼンゼン以外」の産別化構想を求め、同盟流通に参加した一般同盟加盟労組でかつて本来の流通産別構想の拠点とした商業労協（同盟商業労組協議会）を復活させた。⁽⁸⁾しかし、この原点に立ち帰った「商業同盟」結成を目論んだ巻き返しがゼンゼン同盟の集中的な組織化に対抗できず行き詰まると、一般同盟に見切りをつけた。それまで積極的な外部交流を進めてきた十字屋労組が、一般同盟に代わる上部組合として選択したのは、1969年に結成された商業労連（日本商業労働組合連合会）であった。⁽⁹⁾この転換の経緯と決断は、十字屋労組の針路に関する内部資料が克明に教えてくれる。なお、これ以降、十字屋労組は「アンチ全織」を貫くことになる。

史料5 十字屋労組「対外活動の視点の転換」

－組合員と組合の現実的な利益を求めて－

対外的な活動と上部団体の再検討

1973年12月

一般同盟加盟と今までの動き

チェーンストア業界の産業別組織化は同盟路線を踏まえて動きそして同盟の旗の下に新しい産業別組織を作る事で活動を進めて来た。そのためには産業別組織として財政的、人材的、組織的な基礎的条件の整うまでの暫定期間、産別に整理されない業種で組織する一般同盟に籍を置き、組織の拡大と産業別組織としての体制作り、同盟本部、一般同盟の支援を受けて行うべく、友誼組合と連携を深めつつ指導を受け活動を展開して来た。

その間であって、百貨店を主とするDILAは同盟路線を明確に綱領にうたいつつも、政党支持の問題と内部の事情から、日本商業労連を結成したが同盟に加盟せず歩みはじめ、それに対応すべく、繊維関連産業で組織された全織同盟は「生産から販売まで」を相言葉にチェーンストアを主力に組織化を進め全織流通部会を組織した。

一方、41年11月に発足したチェーン労協においては、45年6月にチェーン業界の産別結成を目的に委員会を発足させ2年間にわたり検討を重ねて来たが、加盟上部組織とのかわり合いを重視し、その組織を主体として進もうとする組合とそれらの現実を踏まえながらも新しい労働運動の創造を希求する組合との間には、その理念、組織方針、活動の進め方等に大きな隔たりがある事を認識し、「大同団結の早期達成のため、個々の立場で阻害条件を克服しながら努力する」ことで課題が残されている。また、この動きと併行して、同盟加盟の労組は44年10月、各産別の分裂している現状を憂い「チェーン労組の加盟産別の一本化の要望書」を同盟会長宛に提出し、その結果、三産別と同盟本部の代表者による同盟流通共闘会議が発足したものの、当初私たちが希求した産業別組織への移行過程としての機能は果せず、意に反して、友愛と連帯を深める役割さえ失い、解散した。

私たちの利益と大同団結を求めての今後の方向

一般同盟が存在する意義は、一般同盟台での商業産別結成の可能性の喪失によって完全に失ったといっても過言ではなく、組合員と組合の直接的な利益さえ希薄な現状においては存在価値さえもないと判断する。ただし、一般同盟に参集する中小労組の今後の財政的な負担面を考えるならば胸の痛む想いはするが、今日あることを思い、数年前からの財政、組織運営の在り方に対しての単組の意見を聞こうともしない一般同盟本部役員、さらには同盟本部の指導性、真の協力性の無さには失意を感じる。

単組は組合員からの貴重な組合費をもって運営され、それに対し、利益を守り上げて行く役割があるとするならば、第二点には経済性の面からも一般同盟に存在することは再検討されねばならない。

商業界の、産業の後進性、商業労働組合組織の多極化傾向、かかえる産業課題などの面から、私たちの理念が行使される労働組合運動を行う上部団体に集合団結し、上部団体の

メリットを享受し、高労働生産性の向上と共に、経済的社会的地位向上による福祉追求への道を求める必要があります。すなわち、

1. 従来、同盟本部、一般同盟の主張であった、産別整理のできない分野の産業労組の一般同盟への一時的な集約化とある程度の組織人員（産別形成可能人員）が集約化された段階での新産別への移行についての商業関係での展望は、全織同盟の全織流通部の発足と組織拡大、一般同盟のゼネラルユニオン構想化により、従来の商業関係労組が抱えてきた構想や方針と情勢が変わって来たこと。
2. 従来、百貨店、チェーンストアとで区分された労組及び企業の活動が、その基幹部分である営業時間、休日日数等が、大型店舗の規制法の制定により同一適用され、労組活動にあっては活動が同一化して来ること。
3. 上部団体の単一化をはかるためには、いずれの時期において離脱統合をする必要があり、指導者間の理解のある（相互理解が指導者間に現在は存続しているが、指導者の交代する風潮が出始めている）間に離脱統合をするのが、波及効果を含めて望ましいこと。
4. 上部団体から得る利益は、従来、経済的労働条件の維持向上が主であったが、今後の展望として、産業政策の確立とその実践による社会的な地位の向上を目指す活動や企画調査機能の充実によるサービス活動、さらには組合員個人々々に対する福祉、文化、共済、能力開発など直接的な面での利益を生み出す活動が重要視されて来ること。

などから上部についての考え方と私たちの活動について再考すべき時点に来ております。

十字屋労働組合の産業別組織に対する基本的な考え方

私たちは、民主的労働組合路線のもとに活動を展開し、経済的條件については、企業内の労使関係の取り組みの中で解決を行ないその水準は中庸以上の位置まで引き上げる成果を挙げることができたといえます。低賃金時代において高賃金を獲得して行く事は、労組の力と企業内の労使関係で可能でありましたが、高賃金時代の賃金決定の第一次的要因は、同業種を中心とした社会的水準がその主体となります。また一方においては名目賃金重視型の賃金アップ、実質賃金のアップ指向の賃金額の高低の議論から配分の適正の議論へと制度で解決する方向に向かいつつあり、これは賃金のみならず他の労働条件全般に新しい方向での制度、政策が模索され向上を目指して行く状況に変化しつつあります。

これらは、第一段階としては企業内での労使で解決することが必要であります、産業

別組織において産業レベルで、中央組織において国家レベルでの対策なり解決がはかられる事も必要であります。

また、経済の高度化、産業構造の進展と変化、商業労働者の社会的な地位と社会生活条件の向上の希求とに伴い、企業内活動から、産業内での活動へと進展しない限り、労働組合の制度的役割や社会的な責任も十分に発揮でき得ません。

ここで、私たちは産業別組織に対する基本的な考え方と活動の在り方を整理して今後の産業別組織活動にあたって行きたいと思えます。

1. 労働組合の機能を最大限に発揮するには単一組織が望ましいが、日本的な労使関係を企業別労働組合の歴史的な背景、労働者意識の特殊性などの諸事情から連合会方式でも止むを得ない。
2. 日本の労働組合のほとんどが企業別組合であり、また、産業別組織を構成する労組員もほとんどが企業別組織の構成員であること、さらに、商業労働者全体の組織化率の低率などの面から、各加盟単組の自主性、主体性に基づく産業別連合会であることが当面は望ましい。
3. 産業別組織で構成する中央労働組織（ナショナルセンター）に加盟する組織でなければ、理論的には産業別組織の機能と役割とが十分に果たせ得ないが、日本の現実的な二大中央組織の存在とその指導性、さらには統合の動きなどの面から当面は、原則論に同意できかつ、統合の動きに対して民主的労働運動路線の立場で行動する組織であること。
4. 運動の理念、綱領が当労組の綱領、基本姿勢と合致または同一線上にあること。
5. 活動の範囲は、単組では解決が困難な問題及び産業レベルの問題を主たる課題とし、政治活動については経済主義に立脚した政治的社会的活動の範囲とすること。
6. 政策的にも共通の認識に立つことができ、政策目的達成のため加盟単組においての組織強化の努力と統一的な行動ができる組織であること。

新たな方向に向かっての具体的な行動

以上に述べて来た、今までの経過から、一般同盟に籍を置き活動を続けて行く事は無意味であり、離脱を前提として私たちの考えに合致した産業別組織に移行して行くことが望ましく、かつ最善と思われる。

現在、日本の商業関係の労働組合の上部組織としては、日本商業労働組合連合会（略称：商業労連。約 80 単組、80,000 人）と全職同盟流通部会（全職流通。約 30 単組、

35000人)が挙げられるが、全織流通は結成の動機の不純性から将来の組織方針と組織展望を持っておらずさらに、単組の自主性に対する強い締め付け、産業別組織としての政策活動、企画調査力の弱さに問題がある。他方、商業労連は、商業界の新しい労働運動の確立に向って積極的な活動を展開しているが、結成後2年という若く新しい組織であるために組織人員面と中央労働組織に屈さないために組織全体としての力は未完といえる。しかし、運動の理念、綱領、政策、加盟単組の自主性、主体性の尊重という面では当労組とは共通の認識に立っており、さらに政策活動、企画調査能力、教育を含む単組及び組合員に対するサービス活動は、他の産業別組織に見られない抜群の力を持っているといえよう。

また、産業別組織の指導者が全織流通が工場労働者的な発想で指導しているのに比べ、商業労連の指導者が私と同じ商業労組の出身であるため、商業労働者と商業界の現実を踏まえた指導という面で違和感は無いいえよう。

従って、私たちの考えに合致した産業別組織へ移行する際には他組織との関連等から、組織的な困難性は予測されるが、商業労連への移行が望ましいといえる。

一般同盟から商業労連に加盟移行する際の留意点とその対策

方法について

東京一般同盟を脱退し、一時的には商業労連のオブザーバーの形態をとり、第二段階で商業労連に正式加盟を行う。

時期について

東京一般同盟の脱退は第41回臨時大会にて議決し、オブザーバー加盟についてはその後に開催する第3回支部長会議の議を経る。

商業労連への加盟については、第14期定期大会での実現を目途とする。

移行する際の問題点

同盟加盟労組でありながら商業労連に加盟している二重加盟労組は、全ユニード労組、岩田屋百貨店労組の2組合がある。

これらの組合は、47年度の定期大会において一般同盟離脱の決定をなし、現在は福岡地方同盟のみに加盟しているが、商業労連への加盟は結成に参画した結成参加労組であり特別な組織問題は生じていないといえる。その経過は次の通り。

(労組結成) - (争議) - (同盟支援) - (一般同盟加盟) - (商業労連参画・加盟) - (一般同盟離脱) = (地方同盟・商業労連)

また、その他に同盟を脱退して商業労連に加盟した労組は一般同盟の組織内では、宇都宮東武百貨店労組、大黒屋労組(いわき市)、山田労組(福島市)、津松菱労組(津市)な

どがある。その他には全織同盟に移行した労組として全エンドー労組（仙台）がある。

しかし、当労組は一般同盟を離脱し、商業労連に移行するにあたっては、前記の組合のように平坦な道は予測できない。

一つには、全ユニード、岩田屋の両労組の離脱は一般同盟からのみの離脱であり地方同盟にもその籍を置いており、商業労連はその母体となったDILAからの自然な形での流れであり、一時期は二つの異なった産別への二重加盟を行った経過を踏んでいる。当労組の場合は、一般同盟からの離脱は地方同盟からの離脱を含んでおり、商業労連対同盟（特に全織同盟）の組織抗争、対立を起す要因となりかねない。

二つには、当労組の意図していることと同様な行動をとった宇都宮東武百貨店労組、大黒屋、津松菱の各労組の場合は、比較的組織単位組合員数も少ないこと、地方一般同盟の組織が確立されていないこと、流通業界の労組としての交流がなく、商業関係労組の再編統一の流れに影響が少ないことなどの点から大きな問題にはならなかったが、当労組の場合には、組織の規模、今までの活動の経緯からの他労組に及ぼす影響が大きいこと。

三つには、全国一般同盟と東京一般同盟の組織財政問題で東京一般同盟の年間収入の3分の1を占める財源を失う事は東京一般同盟の活動が沈滞する事を意味し、全国一般同盟の中で大阪と並ぶ東京一般同盟の沈滞は全国一般同盟の組織運動面の再検討と同盟内の合同労組的な性格を持つ一般同盟の宿命的な課題を同盟全体がどう支えるかといった古い問題を新しい問題に塗り直す議論が出て来るであろう。

四つには、一般同盟に加盟している商業関係労組に及ぼす影響である。特に全ダイエー労組の内部においては一般同盟脱退論が生じて来る懸念が大であろうし、現在の労組活動そのものも再議論されて来よう。

以上、簡略ながら記述した諸点に対し、理解と協力と解決への努力を関係各位の協力を得て行って行く必要がある。

この史料による十字屋労組の態度表明は、当時のチェーンストア労働者の組織化にとって決定的に重要な岐路の情勢を明確に描写している。

第1に、十字屋労組は、全織同盟のチェーンストア組織化は不純と断言しており、同盟流通消失後は、同盟から脱退するなど、全織同盟に絶対に与しない志向性を表明している。すなわち、あくまでも本来の流通産別構想に則り、そのための段階としての同盟流通と考えていたことがわかる。

第2に、全織同盟が同盟流通を通じた擬似流通産別を流通産別に脱皮させることを当初から企図していたかどうかは疑わしい。流通産別よりも、むしろ全織同盟流通部会の組織

拡大が優先され、それが契機となって同盟流通が解体に至ったという実態があろう。

第3に、結成当初から危惧されてきた一般同盟の産別としての脆弱性が同盟流通の崩壊に至るまで補正されることはなかった。産別組合として全織同盟と対抗できる力量もなく、また十字屋労組などのチェーンストア労組単独で産別化に到達できる可能性は乏しかったと言わざるを得ない。

6. おわりに

本稿は、日本の主要チェーンストア労組の結成過程における重大事件の1つである同盟流通の崩壊に関して、同盟流通の活動内容を示す史料を提示した。同盟流通は、一般同盟による流通産別構想が後退しつつあった時期の代替案として擬似的な流通産別機能が期待されたが、結成後3年を待たずに解体された。

その結果、流通産別構想は、既存産別が個別に構想すべきものとなり、実際に個別構想に基づいた各産別各様の組織化競争を招き、1980年代以降のゼンセン同盟、商業労連、チェーン労協の三極時代に突入した。

こうした過程の事実は消失しつつあったが、本稿では、元来の流通産別構想の中心組合であった十字屋労組に着目し、またその史料提示を併せることで、当時の詳しい情勢を記録にとどめることができた。徹底してゼンセン同盟に対抗する十字屋労組における本来の流通産別構想を守り抜こうとした態度は今後も銘記されてよい。

これ以降のゼンセン同盟のチェーンストア組織化快進撃の裏側にある、三極時代の分岐点をこれほど鮮明に語る史料はほかにはなく、日本最大の産別組合としてUAゼンセンが誕生し事実上の流通産別時代を迎えても、さらに加盟組合の凝集性を高めるための糧にすべきと思われる。

日本のチェーンストア労働者の組織化は、チェーン労組側主体の自主的な組織化ではなく産別による組織化であった点は偶然といえる余地が残されているが、産別による組織化の主体が、一般同盟ではなく全織同盟であった点は必然といえる。その意味で「同盟憲章」は破られる運命にあったのである。

*本稿を執筆するにあたり、貴重な史料一式を著者に譲渡するとともに、史実を伝えてくださった川勝章氏（元十字屋労組委員長、元同盟流通共闘副議長、元商業労連副会長）に

深謝いたします。

注

- (1) この抗議文書は、既に拙稿で公開しているため本稿では掲載していない。本田一成「日本の主要チェーンストア労働組合の結成（1）－黎明期の産別再編－」『國學院経済学』第62巻第2号，2014年，pp.182-186。
- (2) 滝田実の功績については滝田実『わが回想－労働運動ひとすじに』読売新聞社，1972年が詳しい。だが滝田実は、全織同盟の流通組織化に触れていない。
- (3) 全織同盟副書記長，書記長として長らく滝田実を支えた宇佐美忠信は，中立主義の商業労連と決別した立場でチェーンストアの組織化に乗り出して流通部会の結成に至る経緯を詳しく回想している。ところが，宇佐美忠信も，同盟路線による一般同盟を中心とする流通産別構想にはまったく言及していない。宇佐美忠信『志に生きる 足は職場に，胸は祖国を，眼は世界へ』富士社会教育センター，2003年，pp.192-196。
- (4) 十字屋の創業期および衣料チェーンストアとしての成長の経緯は，山藤敏七遺構・追悼集刊行委員会『十字屋創業者山藤捷七－信仰と商売－』新地書房，1983年が詳しく記述している。
- (5) ただし，一般同盟は結成後から財政と人材の面で苦境に立たされていた。本田一成「日本の主要チェーンストア労働組合の結成（1）－黎明期の産別再編－」『國學院経済学』p.165。
- (6) 全国チェーン労協残留労組，すなわち無所属中立のチェーンストア各労組にとっては，サロンのな協議体組織から脱皮し，産別化を視野に入れた体質強化の動きが白紙となった。この結果，協議体組織のチェーン労組中立会議として継続し，1974年7月の新生チェーン労協（チェーンストア労働組合協議会）が発足した。日高昭夫「チェーン労協の組織強化のあゆみと今後の課題」『現代の労働』第5号，1976年，pp.143-144。また，無所属中立の役割や広く有効な産別創造のための発意団体が極めて重要であるとの認識で発足したチェーン労組中立会議は，同盟流通と激しく対立することになった。労働省『資料労働運動史 昭和45年』1974年，pp.786-787。
- (7) 十字屋労組は，同盟流通の解散について，1つの課題を議論するにも所属産別の枠内で組織決定がさされてくるために労働流通としての活動が制約されたり，産別対抗意識があったり，各産別の組織体としての思惑があったりして運営上の阻害要因となり，ゼンセン同盟から解散論が出されたと総括している。十字屋労組『第13回定期大会議案書』1973年，pp.55-56。
- (8) 一般同盟は，1967年12月，商業労協，印刷出版労協，製菓製パン労協，木材合板木製品労協の4つの業種別労協を設置し，後に同盟流通の発足などで解散した。この商業労協の議長は兵庫一般同盟役員で全ダイエー労組委員長の松吉英男が就任した。一般同盟『1967年度活動報告書』1968年，pp.12-13。
- (9) なお，十字屋労組より先行して，東光ストア労組が全国チェーン労協から脱退し，商業労連に加盟していた。本田一成「日本のチェーンストア労働組合の結成（7）補論1：先覚的な労働組合－丸井労組，東急ストア労組，全西友労組－」『國學院経済学』第62巻3・4合併号，pp.64-68。